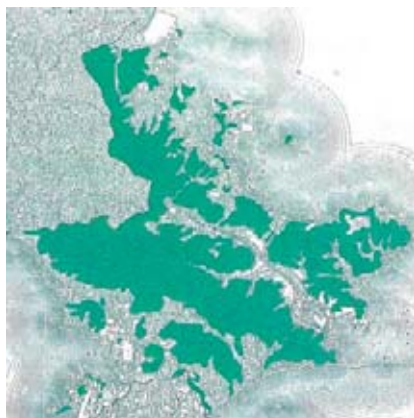


## 資料3 みどりの現状と課題に関する資料

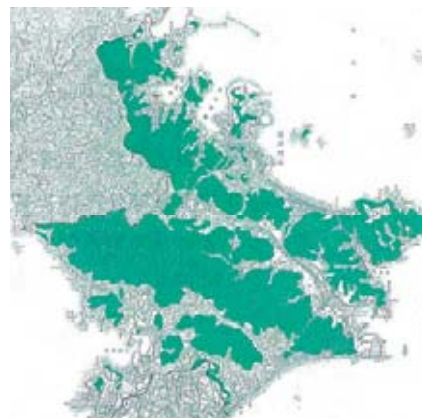
### 1 横須賀市のみどりの概況

本市樹林地は、昭和40年から59年までの約20年間に、東京湾沿いの丘陵地、平作川流域周辺、南西部の丘陵地が宅地化等により約25%（約2,500ha）と大幅に減少しました。また、平成7年から17年までの10年間では、約1.2%（約120ha）減少しています。

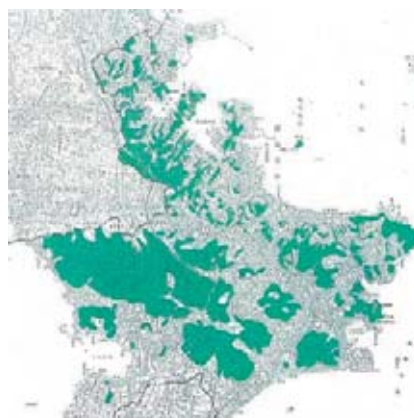
#### (1) 樹林地の経年変化



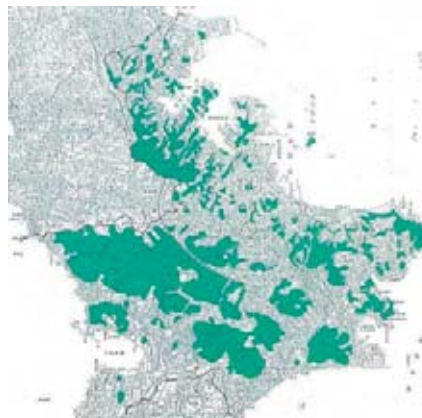
昭和19年の樹林地  
（樹林地率 65.0%）  
（緑被率：データなし）



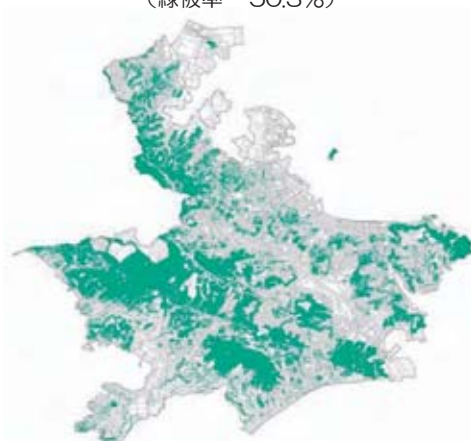
昭和40年の樹林地  
（樹林地率 60.0%）  
（緑被率：データなし）



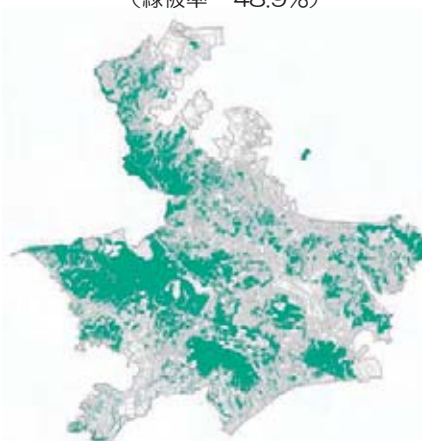
昭和59年の樹林地  
（樹林地率 35.0%）  
（緑被率 50.3%）



平成2年の樹林地  
（樹林地率 32.4%）  
（緑被率 48.9%）



平成7年の樹林地  
（樹林地率 31.4%）  
（緑被率 41.6%）

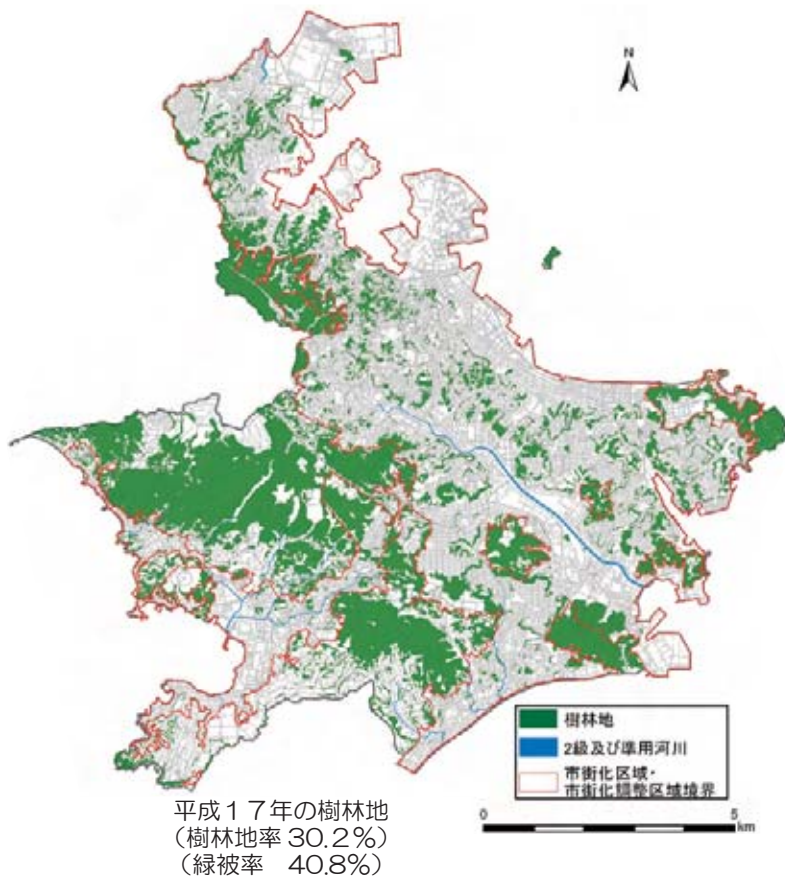


平成12年の樹林地  
（樹林地率 30.5%）  
（緑被率 44.8%）

#### 樹林地の経年変化図①（昭和19年～平成17年の樹林地）

緑被率が平成7年から平成12年にかけて上昇している理由は、計測手法がデジタル化されたことによる精度の向上によるもの。

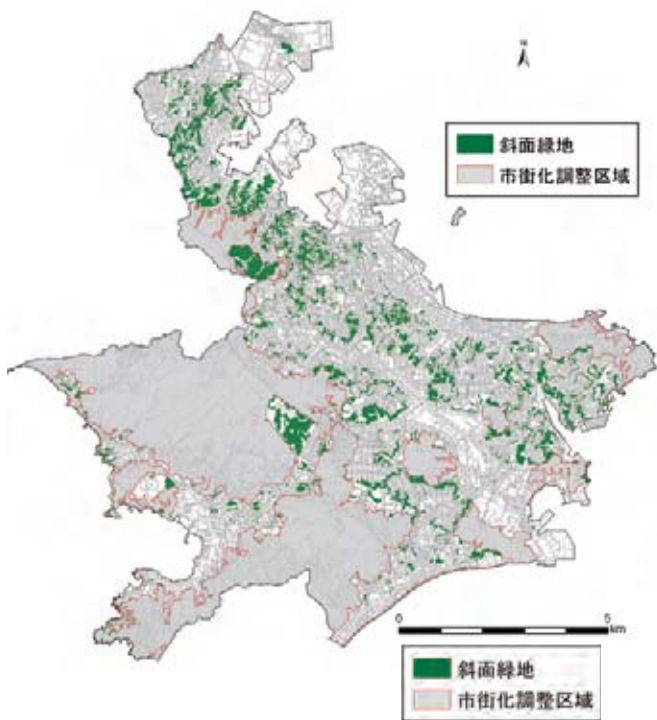
※平成17年の樹林地は次ページ（樹林地の経年変化図②）



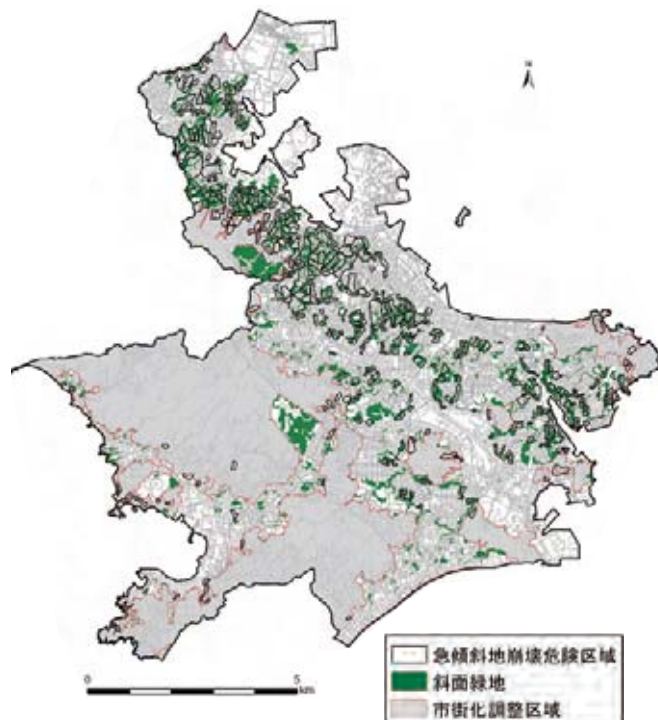
樹林地の経年変化図 ② (昭和19年～平成17年の樹林地)

(2) 斜面緑地

現在、市街化区域の斜面緑地は約870ha（公園を除く）あり、宅地開発等により減少しています。その多くが民有地で、かつ急傾斜地崩壊危険区域に指定されています。



斜面緑地の現況



斜面緑地と急傾斜地崩壊危険区域の現況

※斜面緑地＝概ね500㎡以上の公園を除く樹林地



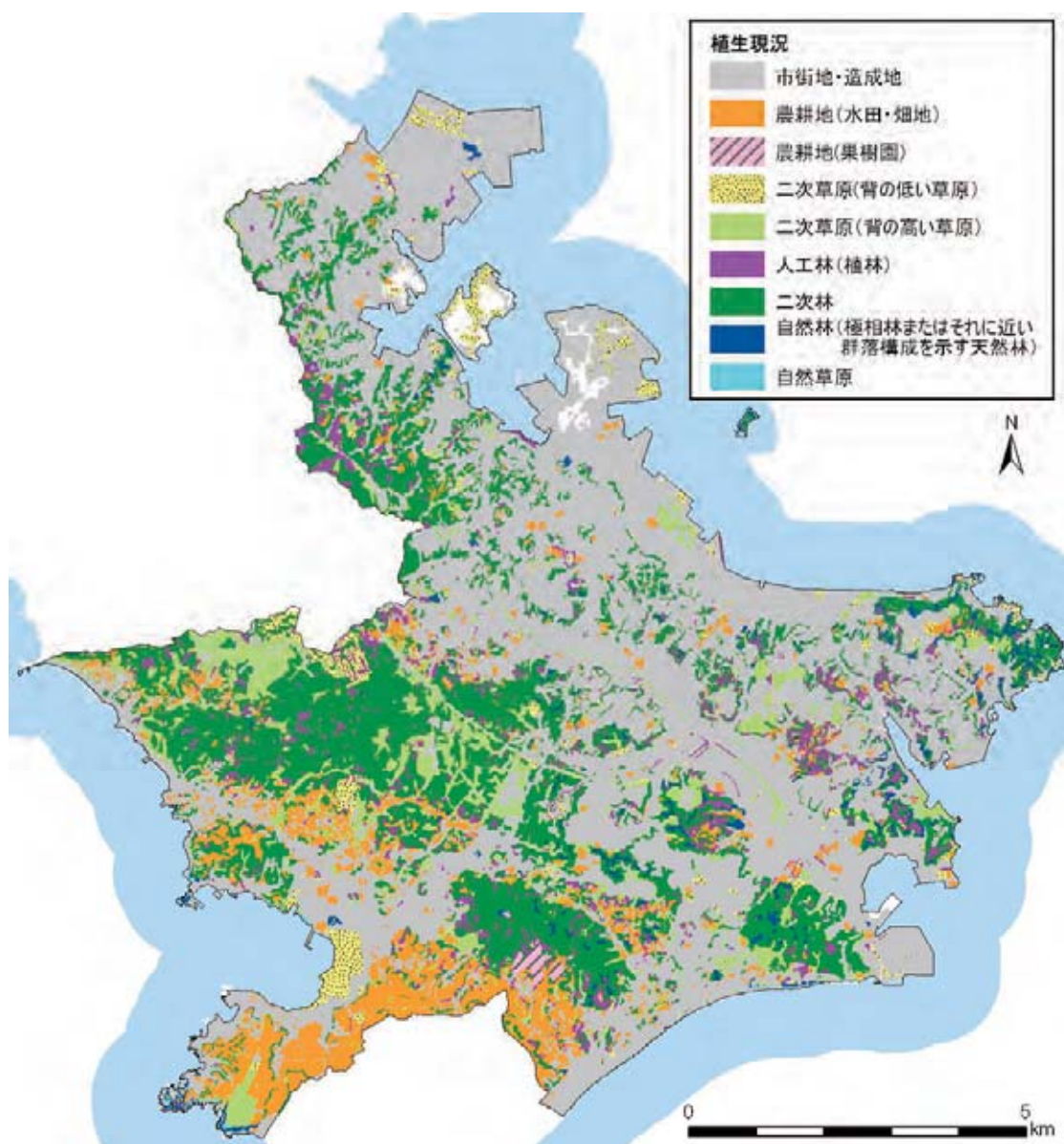
### (3) 植生の現況

市域の植生は、人為的干渉の影響により成立した代償植生が大部分の面積を占めています。中でもカラスザンショウ林、コナラ林、オオシマザクラ林の面積が多く広がっています。また、オオシマザクラ林の多くは植林されたもので、大楠山周辺に広く分布しています。植林ではこのほかにスギ植林、マテバシイ植林があり、大楠山山頂綾線などに広く分布が見られます。また、タブ林、スダジイ林など自然林は一部の神社仏閣に見られます。さらに、自然植生が最も多く残されているのは海岸部で、トベラ・ヒメユズリハ・モチノキなどの常緑低木林が残されています。

三浦半島に特有な陸上生物の多様性を育んでいた主たる植生は自然林ではなく、その周囲に発達する高木～低木の常緑樹や落葉樹が混成した二次林です。これらはこれまで雑木林として活用されてきましたが、近年は管理放棄による遷移が進み、林相の単純化、林床の裸地化と拡大、倒木発生などの問題が生じており、生物多様性の保全の観点からも二次林の管理が必要です。

三浦半島の西部地域はハマオモト（ハマユウ）やハマボウなど南方系植物といわれる種の、日本北限分布地に相当しています。佐島には県の天然記念物に指定されているこれらの海浜植物が豊かに生育しています。観音崎・荒崎・佐島（天神島）・長者ヶ崎の自然海岸に見られる海浜植生も極めて貴重な植物です。また三浦半島の海岸線には、南方系の種（ハマオモトやイワダレソウ）と北方系の種（スカシユリやハマニンニク）などの海浜植物が混在して分布するなどの特徴もあります。

「よこすかの植生」調査（平成12年度）では、これまで人為的に手が加えられていない植生を有する地区が（13地区）存在することが確認されています。



植生の現況図

出典：都市計画基礎調査（2005年）

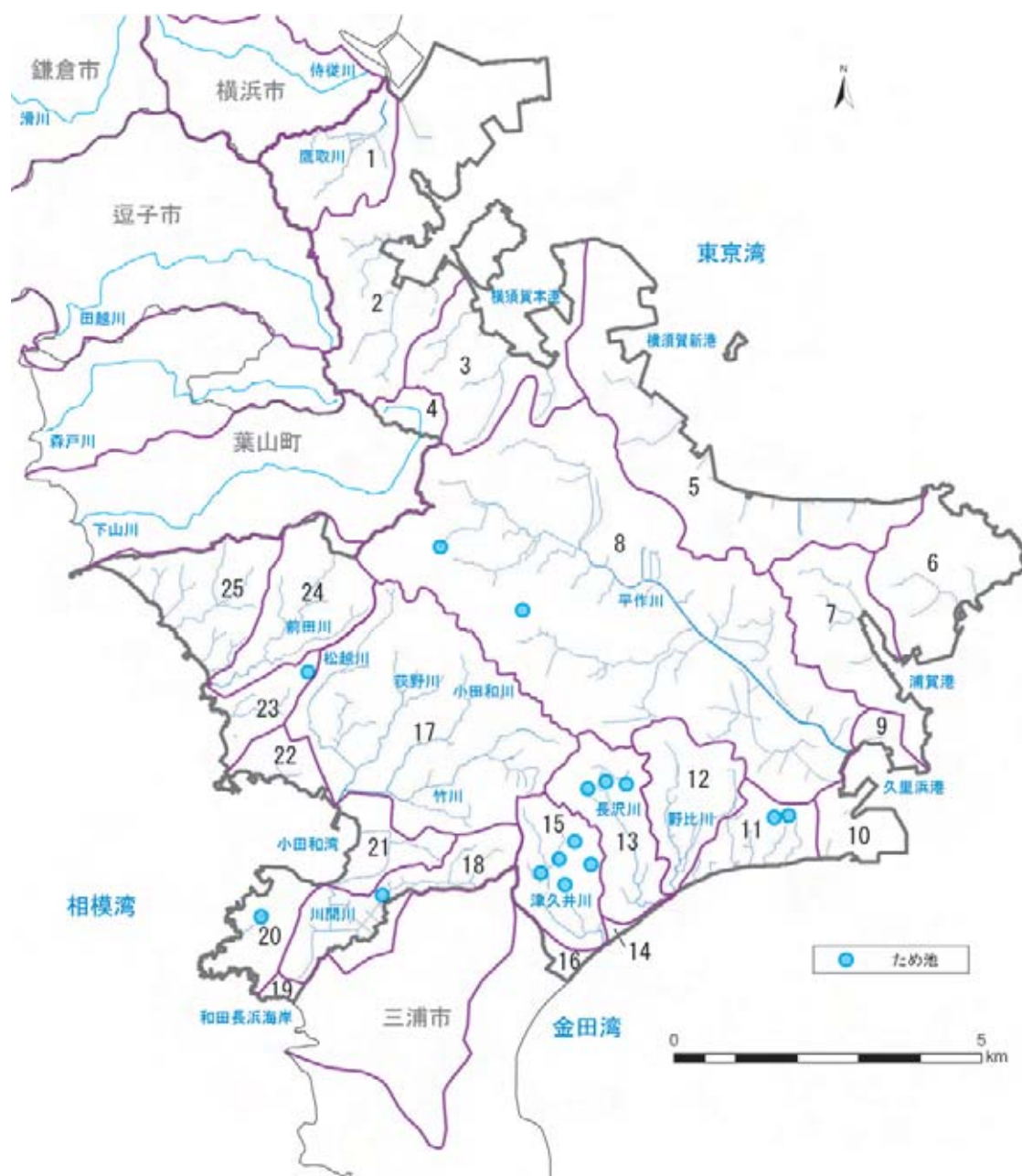
#### (4) 水系及び河川流域・集水域

本市の河川法に基づく法河川は8水系、11河川あり、2級河川は鷹取川、平作川、松越川、竹川の4河川で、平作川が約7キロメートルあり三浦半島で最長で流域も最大のものです。また、準用河川は野比川、長沢川、津久井川、川間川、松越川、竹川、小田和川、荻野川、前田川の9河川（なお、松越川、竹川の準用河川は2級河川の上流部のこと、下流部は2級河川）です。なお、平作川、松越川、前田川の上流域は大楠山山系です。

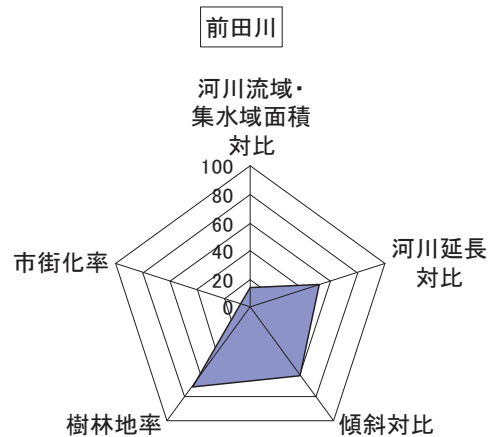
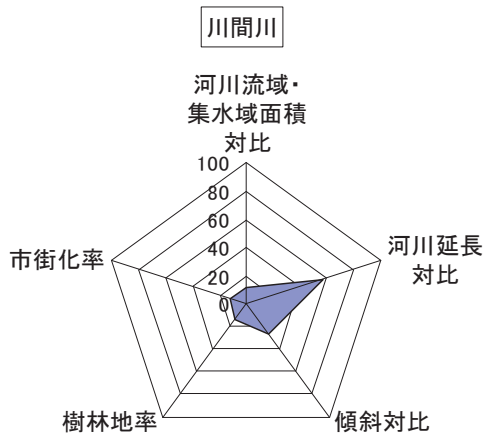
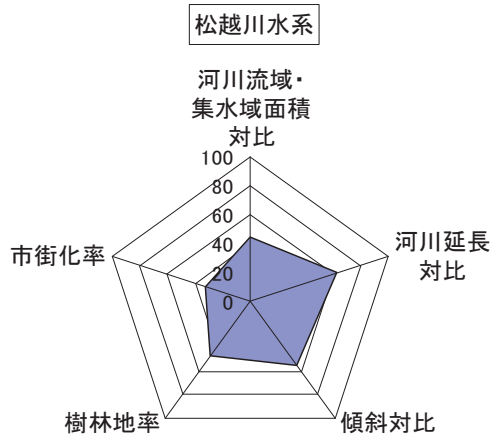
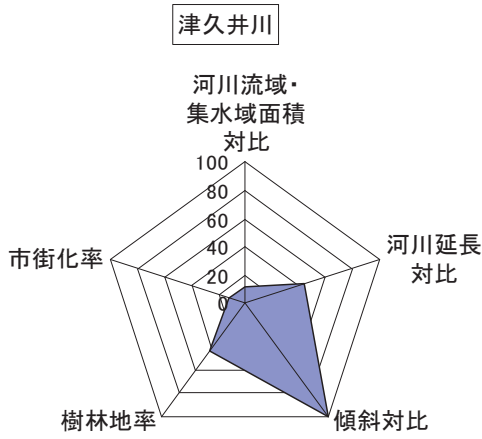
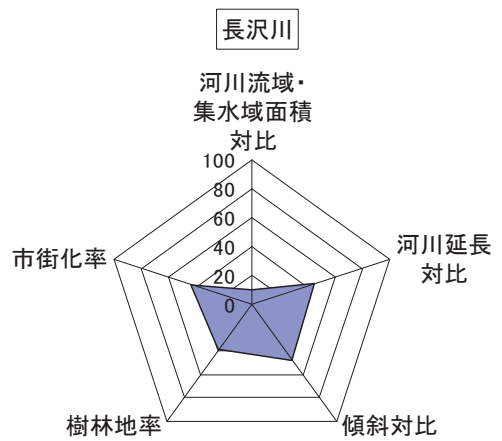
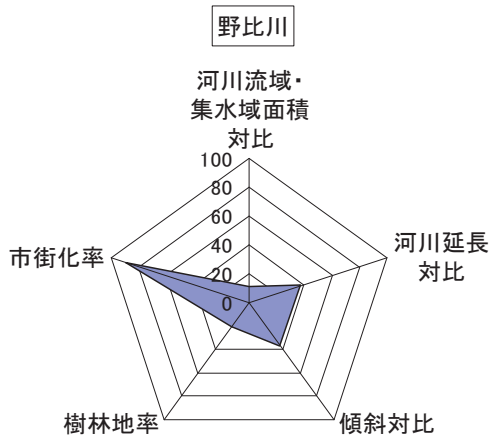
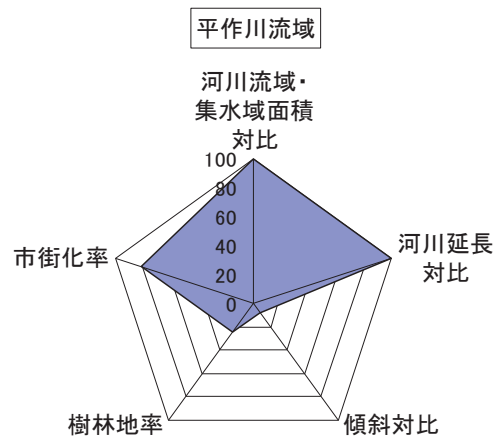
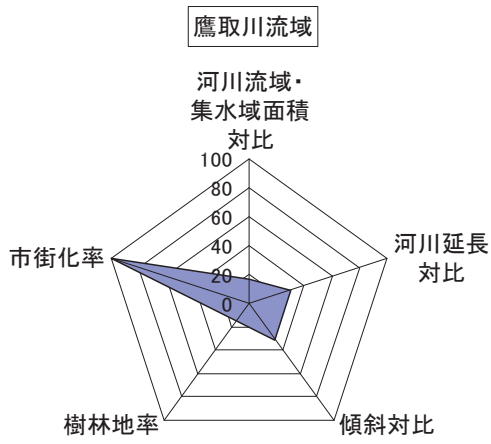
本市管理河川の治水上（約50mm～約70mm/h対応整備）の河川整備率99%（未整備ではあるが治水上改修の必要性がないと判断した延長5,800mを含む）を越えています。河川上流域には、森林の管理不足による倒木や林床の裸地化などの問題が発生している場所もあり、流域単位での適切な管理の検討が必要となっています。

また、ため池については、水田が減少し、水資源の利用が必要なくなり、水面が見られない状態のものが存在するため、調査と活用に関する検討が必要です。

なお、海岸には砂浜、岩礁、干潟などの自然海岸も見られ、観光資源としても利用されています。



水系及び河川流域・集水域の現況



主な河川流域の特性



## 河川流域・集水域区分及び主な河川流域の特性

No.	河川流域・集水域名称	河川流域・集水域面積 (ha)	河川流域・集水域に占める樹林地の割合【樹林地率】(%)	河川流域・集水域に占める市外化区域の割合【市街化率】(%)	主な河川	主な河川流域の特性
1	鷹取川	230	27	193	鷹取川	全域市街化区域で樹林地率は14%とみどりの少ない流域である
2	横須賀本港	1027	22	69		
3	横須賀新港	432	33	86		
4	下山川源流域	66	78	64	下山川	流域の大部分は葉山町にあり、源流部が横須賀市にある。
5	東京湾	794	10	95		
6	観音崎	412	33	67		
7	浦賀港	391	27	91		
8	平作川	2608	24	81	平作川	市街化率は82%と高く、樹林地率は24%と比較的みどりの少ない流域である。河川延長は約7.7kmで市域では最も長い。
9	久里浜港左岸	58	33	62		
10	久里浜港右岸	139	17	78		
11	松輪川他	199	49	59		
12	野比川	301	21	90	野比川	市街化率は、90%と高く、樹林地率は21%と比較的みどりの少ない流域である。河川延長は2.9kmで短い。
13	長沢川	274	39	45	長沢川	市街化率は45%、樹林地率は39%という流域である。
14	津久井川左岸	63	20	71		
15	津久井川	289	42	13	津久井川	樹林地率42%、農地も比較的多く分布する。傾斜は比較的きつい流域である。
16	津久井川右岸	33	4	63		
17	松越川水系	1160	47	32	小田和川	市街化率32%、樹林地率47%という流域である。
18	川間川	300	14	11	川間川	市街化率11%、樹林地率14%で農地の多い流域である。
19	和田長浜海岸右岸	22	17	16		
20	長井	176	14	38		
21	川間川左岸	159	5	67		
22	佐島	101	30	65		
23	芦名	140	36	40		
24	前田川	348	70	7	前田川	樹林地率は70%とみどりの占める割合が高い流域である。河川延長は3.9kmと短く、傾斜も比較的きつい流域である。
25	秋谷	346	59	14		
		10068	30	66		

## 主な河川流域の特性

No.	集水域名称	河川流域・集水域面積対比	河川延長対比	傾斜対比	樹林地率 (%)	市街化率 (%)	樹林地面積 (ha)	市街化区域面積(ha)	河川流域・集水域面積 (ha)	樹林地面積 (ha)	市街化区域面積(ha)
1	鷹取川流域	17	30	31	14	38	63	445	445	63	445
8	平作川流域	100	100	8	5	67	634	2123	2600	634	2123
12	野比川	12	38	37	30	65	62	270	301	62	270
13	長沢川	11	45	48	36	40	107	122	274	107	122
15	津久井川	11	44	100	70	7	121	38	289	121	38
17	松越川水系	45	63	55	59	14	547	377	1161	547	377
18	川間川	12	57	28	30	66	41	34	301	41	34
24	前田川	13	51	61	0	0	244	23	348	244	23

### (データの根拠)

河川流域・集水域面積対比：最大の平作川を 100 とした場合の位置

河川延長対比：最長の平作川を 100 とした場合の位置

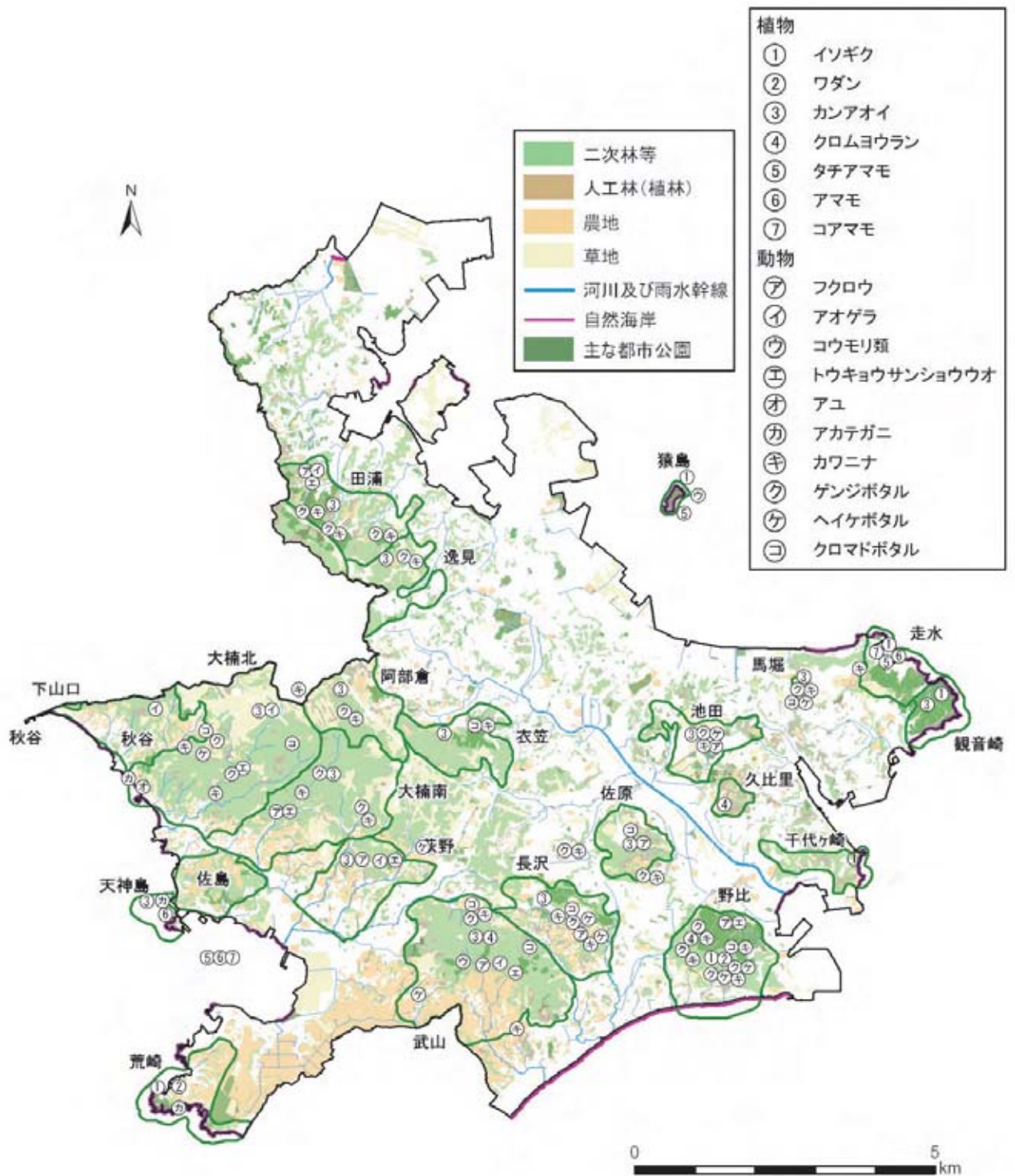
傾斜対比：平均勾配が最大の津久井川を 100 として指標化 平均勾配は、基盤地図情報（数値標高モデル/10mメッシュ（標高））（国土地理院）を用いて求めた標高差（河口部と源流部（河川ラインデータの末端）の差）と、河川延長より平均傾斜を算出した。

樹林地率：樹林地面積データより算出 樹林地面積は GIS データより算出

市街地率：市街化区域面積データより算出 市街化区域面積は GIS データより算出

## (5) 生物の生息環境

三浦半島の自然環境を把握する上で指標となる生物は、森林・湿地・海岸線などのまとまりのあるみどりに分布しています。なお、下図結果は1991年のものであり、今後の調査が必要です。



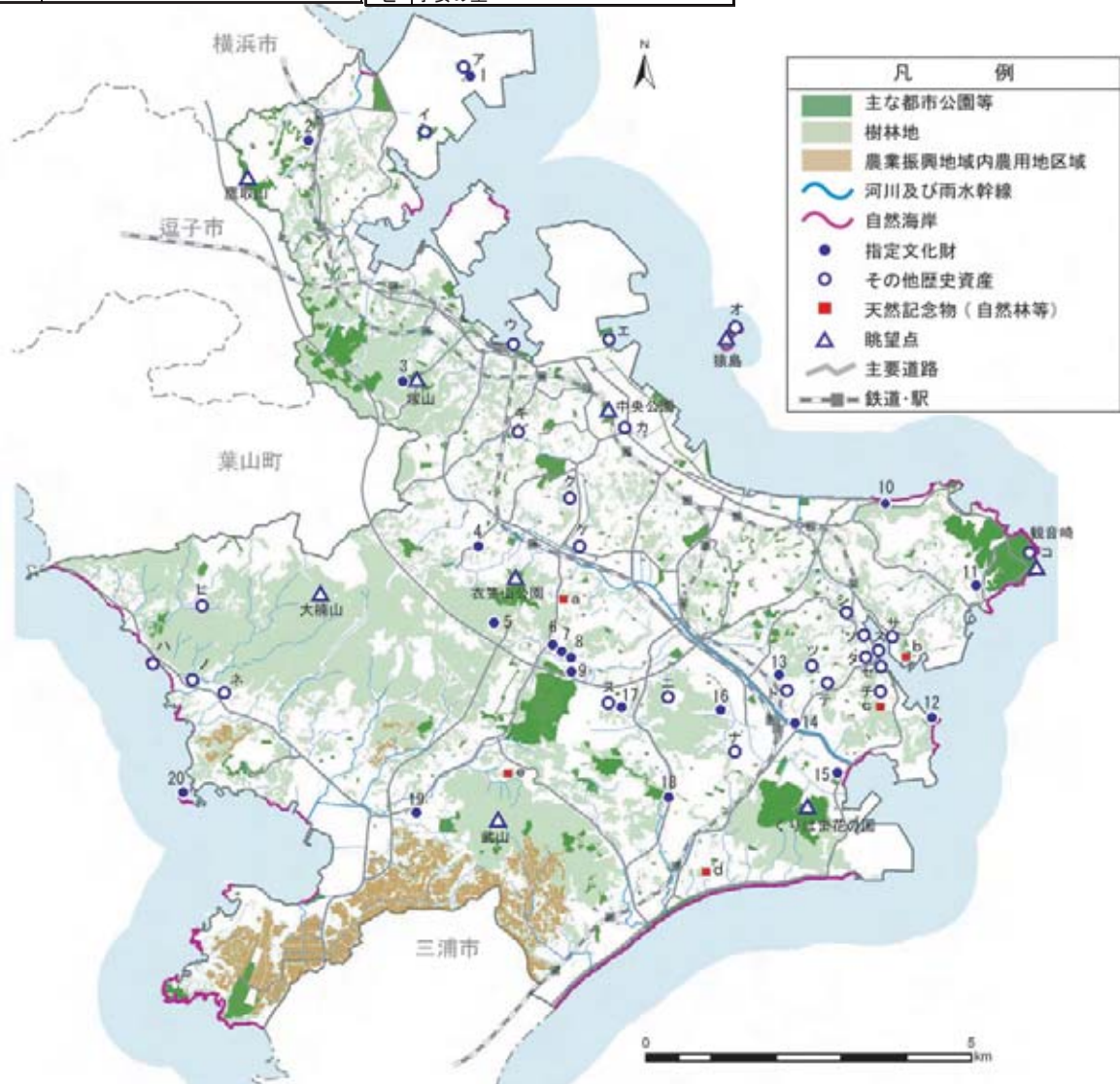
生物分布図

出典：三浦半島の自然環境1991年

## (6) 歴史的資産

本市は古くは弟橘媛の伝説に始まり、鎌倉幕府草創期の三浦一族の存在、ペリー率いる黒船来航、横須賀製鉄所の開設などそれぞれの時代の日本史の重要な舞台になっており、豊かな自然・様々な交流の中で、歴史と文化を育まれています。

指定文化財	その他歴史資産
1 夏島貝塚(国指定)	ア 明治憲法起草地記念碑
2 朝倉能登守室墓(市指定)	イ 梅田隠道碑
3 三浦安針墓(国指定)	ウ 逸見波止場衛門
4 三浦枕状溶岩(市指定)	エ 記念艦「三笠」
5 衣笠城跡(市指定)	オ 猿島
6 磨崖仏(市指定)	カ 赤門
7 伝三浦義明廟所(市指定)	キ 旧横須賀重砲兵連隊営門
8 葉王寺旧跡(市指定)	ク 永島家の長屋門
9 伝三浦為繼とその一党の廟所(市指定)	ケ 公郷町の庚申塚群
10 横須賀市上下水道局走水水源貯水池及び浄水池(国登録有形文化財)	コ 観音崎灯台、観音崎灯台点灯の碑
11 会津藩士墓地(市指定)	サ 大衆帰郷の碑
12 燈明堂跡及び周辺地域(市指定)	シ 浦賀ドック
13 吉井貝塚を中心とした遺跡(県指定)	ス 浦賀の渡船
14 内川新田開発記念碑(市指定)	セ 西叶神社社殿彫刻
15 ペリー上陸記念碑(市指定)	ソ 中島三郎助招魂碑
16 茅山貝塚(県指定)	チ 浦賀奉行所跡
17 伝佐原義連廟所(市指定)	ツ 御林
18 かるうと山古墳及び周辺地域(市指定)	テ 浦賀港拓道碑
19 一騎塚(市指定)	ト 怒田城址
20 天神島、笠島及び周辺水域(県指定)	ナ 砂村新左衛門墓
<b>天然記念物(自然林等)</b>	
a 大松寺林(県指定)	ニ 佐原城址
b 叶神社の社叢林(県指定)	又 中島三郎助筆による句碑
c モガシを含む自然林(市指定)	ネ 前島密翁の墓、碑
d 白髭神社の社叢林(県指定)	ノ 若命家長屋門
e 三島社の社叢林(県指定)	ハ 立石
	ヒ 子安の里

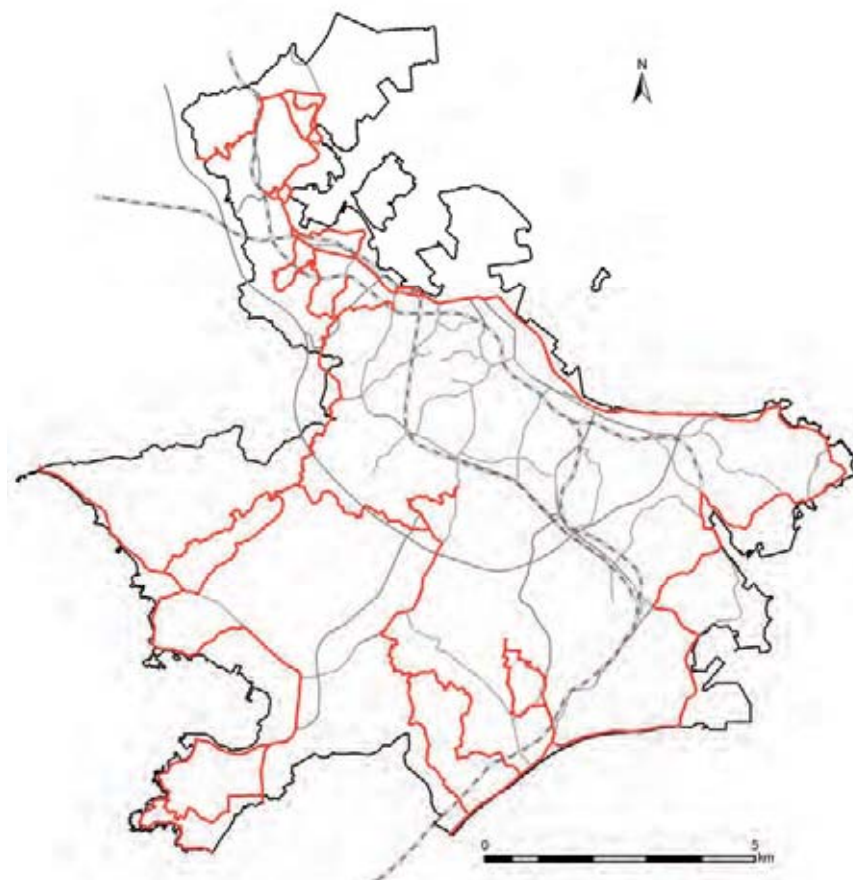


指定文化財・天然記念物等分布図



## (7) みどりをつなぐプロムナード・散歩道

本市のハイキングコース、歴史的散歩コース、うみかぜの路（10,000メートルプロムナード）、観光コース等をつなぐと、みどりをつなぐプロムナード・散歩道が整備されます。



プロムナード・散歩道

## 2 横須賀市のみどりの特徴

### (1) 広域的なみどりのつながり

#### ① 首都圏

本市のみどりは、三浦半島から多摩丘陵へと連なる首都圏のグリーンベルトの一部を形成し、広域的な（首都圏～三浦半島）から見てとても重要な存在です。

平成16年3月に策定された「首都圏の都市環境インフラのランドデザイン」では、本市を含む三浦半島ゾーンが「特に保全すべき貴重な自然環境で、首都圏の水と緑のネットワークの中核となるエリアであり、保全・再生・創出の計画的な取組みを講じていくところ」として位置付けられています。

#### ② 多摩・三浦丘陵

本市のみどりは、多摩・三浦丘陵の一部を担っています。多摩・三浦丘陵は、これまでは行政区分ごとに取り扱われることが多かったものの、その広がりや自然のつながりから、広域的な視点のみどりのネットワークを形成する取組みが必要になることから、現在では13市町が連携した「多摩・三浦丘陵の緑と水景に関する広域連携会議」が設置され、広域的なつながりを視野にいれた保全・活用の取組みが進められています。※図は本編P.17に掲載

#### ③ 神奈川県みどり計画

神奈川県土全体にわたるみどりに関する体系的な指針と施策体系のもとのみどりの保全・再生・創出を推進する計画が、平成18年3月に策定され、県土の軸のみどりとして、みなと緑化域、三浦半島緑化域、なぎさ緑化域が位置づけられています。※図は本編P.18に掲載

#### ④ 三浦半島公園圏構想

三浦半島全体を魅力ある公園のような空間としていくことをめざして、三浦半島公園圏構想が平成18年に策定されています。※図は本編P.18に掲載

## (2) 特徴的な地形がつくる多様なみどり

市内には、「丘陵のみどり」「海辺のみどり」「台地に広がる農地」「斜面緑地」「源流から河口まで距離が短い河川」など、さまざまな地形により形成された多様なみどりが存在します。そのため、個々のみどりが持つ特徴や課題を踏まえてみどりの保全・創出を図っていく必要があります。

市民の多くが、「海やみどりなど自然環境に恵まれている」と考える理由の一つとして、これらの地形的特性によるものが考えられます。

### ① 市街地の背景となる丘陵のみどり

本市の丘陵のみどりは、広域的で貴重なみどりであり、都市の骨格を構成するみどりとなっています。主にクヌギ、コナラの二次林やスギ・ヒノキ等の人工林から構成されますが、一部には自然植生もみられます。

### ② 海辺景観と一体となったみどり

猿島・観音崎・荒崎・天神島などは自然海岸を有し、その海岸と背後のみどりが一体となり、貴重な自然環境及び自然的な景観を形成しています。こうした区域の多くは都市公園や自然教育園として緑地が守り活かされています。

### ③ 丘陵と3つの湾を結ぶ河川のみどり

平作川は三浦半島で最長の河川で、そのほか、松越川、前田川などでは、河川だけでなく源流域となる大楠山系の樹林地があります。また、ホタルの生息している小河川や水路は、水辺環境と一体となったみどりとして再生され、地域の人々によりに保全されています。

### ④ 谷戸地域のみどり

市域の北東部には三方を斜面緑地で囲まれた谷戸地域が存在しています。これらの地域では、人口減少・少子高齢化による影響から空家が増えつつあり、今後はこれらの空家の跡地などのみどりの再生が課題となっています。

### ⑤ 里山的環境のみどり

都市化が進む前の市内には「ため池・河川・田畑・二次林」などから構成される「里山的環境」が存在していました。こうした地域では稲作から薪炭用の雑木林へと変貌し、その後市街化が進んだ経過があります。

### ⑥ まとまった農地

市南部・西部には、農地や農村集落地が点在する地域があり、豊かな農業環境を形成しています。市内には、3箇所の農業振興地域があります。

## (3) 拠点となるみどり

本市を代表し、人々の交流の拠点となる公園には、ヴェルニー公園、三笠公園、猿島公園、観音崎公園、長井海の手公園（ソレイユの丘）などがあり、市内外から多くの来園者があります。

また、四季を通して様々な花を楽しむことができる公園には、塚山公園・南郷公園・衣笠山公園・根岸公園（サクラ）や、田浦梅の里（ウメ・スイセン）、太田和つつじの丘（ツツジ）、くりはま花の国（コスモス・ポピー）、しょうぶ園（ハナショウブ、フジ）などがあり、海辺の公園として荒崎公園、立石公園や港湾緑地のうみかぜ公園、海辺つり公園などが海辺の景観と憩いの場として親しまれています。

そして、追浜公園、不入斗公園、大津公園、西公園など運動公園では健康増進と交流の場として多くの市民に利用されています。

## (4) 歴史的な背景のあるみどり

市内には、自然と歴史的背景が一体となったみどりが存在しています。主なものは、ヴェルニー公園～猿島公園、観音崎公園周辺、浦賀～燈明堂～久里浜における江戸時代から明治時代に掛けての近代化を象徴するエリアや、平安時代後期から戦国時代初期にかけての三浦一族ゆかりの地がある衣笠城址周辺エリアがあります。また、これ以外にも、北部地区の夏島エリア（夏島公園、貝山緑地）・塚山公園、西部地区の子安の里エリアなどがあります。

みどり豊かな魅力ある都市とするため、こうした歴史的・文化的資源と一体となったみどりの保全やアクセス性の向上、情報発信など利用面の機能充実が望まれます。

### 3 横須賀市のこれまでのみどりの取組み

#### (1) みどりの保全に関する主な取組み

市街化調整区域（＝都市計画により定められた、市街化を抑制する区域）には、丘陵を形成する樹林地や、それらの周辺に一団のまとまりとなって存在する樹林地に加え、猿島・観音崎・荒崎・天神島などの自然海岸と一体となったみどりなどが残っており、貴重な自然環境や自然景観を形成しており、これらについては、法令等に基づく地区指定によって保全の取組みをしてきました。また、市の南～西部にかけて広がる、農業用地は、農業振興地域の指定をしています。

一方、市街化区域（＝優先的、計画的に市街化を図るべき区域）には、市の北部地域や、既に住宅開発が行われた地区の外周部などに、斜面緑地が存在し、身近な自然景観として人々の心に潤いを与えるみどりとして残っており、指定緑地保全制度や都市林として保全しています。

民有地の樹林地を守るために、今後も計画的に近郊緑地特別保全地区みどりの買取りや、その他の樹林地保全のための支援を継続していく必要がありますが、公有地化された樹林地の維持管理や財政的な負担が問題となっています。樹林地の保全に関する主な取組みは、以下のとおりです。

主な取組み	実績等
「近郊緑地特別保全地区」の指定	「衣笠大楠山地区」「武山地区」の2地区約244haを指定し、緑地保全以外を目的とした行為が制限され強くみどりが守られている。
土地の買取りによる緑地の保全	本市の買取り総面積約11ha。
「保安林」の指定	約52haを指定し、土地利用が厳しく制限され、強くみどりが守られている。
「自然環境保全地域」の指定	約5haを指定し、土地利用が厳しく制限され、強くみどりが守られている。
「指定緑地保全制度」による、市街化区域内の良好な樹林地の所有者への支援	約52haを指定し、山林所有者と協定を結び、奨励金を交付し、民有樹林地の維持・保全を支援。
「適正な土地利用の調整に関する条例（市）」による指導等	自然山林を含む3,000㎡以上の開発行為の場合、開発区域の20%の樹林地を保全するよう指導。
都市公園（都市林）として維持管理・保全	本市に寄付された民有樹林地、約29haを都市公園（都市林）として維持管理し保全。（約29ha増）

※数値は平成20年度末現在（）内は前計画策定時との増減

現在、農地を守るため、「農業振興地域整備計画」に基づき計画的に農用地区域の保全を図っています。また、生産緑地は、相続等により買取り申出が増加する可能性があります。しかし、現在は財政的に対応が困難な状態にあります。農地の保全に関する主な取組みは、以下のとおりです。

主な取組み	実績等
農業振興地域の整備に関する法律に基づく「農用地区域」の指定	3地区で約565haの農業振興地域を指定し、その内の約336haの農用地区域では土地利用が制限され、強くみどりが守られている。
生産緑地法に基づく「生産緑地地区」の指定	市街化区域内農地25.5haを指定し、土地利用を制限。（1.3ha増）

※数値は平成20年度末現在（）内は前計画策定時との増減

#### ①「首都圏近郊緑地特別保全地区」の指定による土地利用行為の制限と、その損失補償としての買取りによる緑地の保全

現在、「首都圏近郊緑地保全法」に基づき「衣笠大楠山地区」「武山地区」の2地区（約244ha）を「近郊緑地特別保全地区」として指定されています。この指定地区では土地利用が制限され、強くみどりが守られています。その損失補償として買い取りによる緑地の保全も進めており、これまで本市での土地の買取り面積は約11haです。

#### ② 保安林

現在、約52haが保安林に指定され、土地利用が厳しく制限され、強くみどりが守られています。

※図は本編P.72に掲載

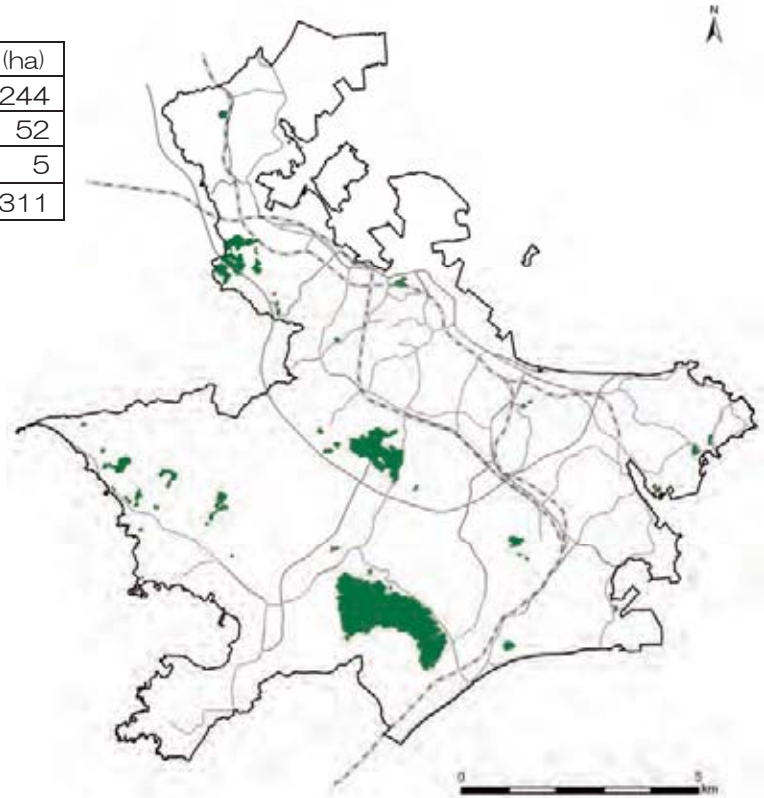
#### ③ 自然環境保全地域

現在、約5haが自然環境保全地域に指定され、土地利用が厳しく制限され、強くみどりが守られています。※図は本編P.72に掲載



- ④ 緑地保全として担保性のあるみどりの現状  
 永続的に守られるみどりの現状は以下のとおりです。

区分	面積(ha)
首都圏近郊緑地特別緑地保全地区	244
保安林	52
自然環境保全地域	5
計	311



担保性のあるみどりの現状

- ⑤ 風致地区

現在、5地区1,355.7haが指定されています。(第1種147.2ha、第4種1,208.6ha) ※図は本編P.81に掲載

- ⑥ 「適正な土地利用の調整に関する条例（市）」による指導等

当該条例に基づき開発行為等の対象行為を行う場合に、緑化や緑地の保全等について基準を設けて審査・指導等を行っています。

平成20年度指導実績 112件

- ⑦ 「指定緑地保全制度」により、市街化区域内の良好な樹林地の所有者を支援し保全

市街化区域内の500m<sup>2</sup>以上の優良な緑地（地目が山林、田、畑、雑種地）について、土地所有者からの申し出により市長が指定し保全協定を締結しています。固定資産税と都市計画税の3倍相当額と面積に2円を乗じた額を奨励金として交付しています。

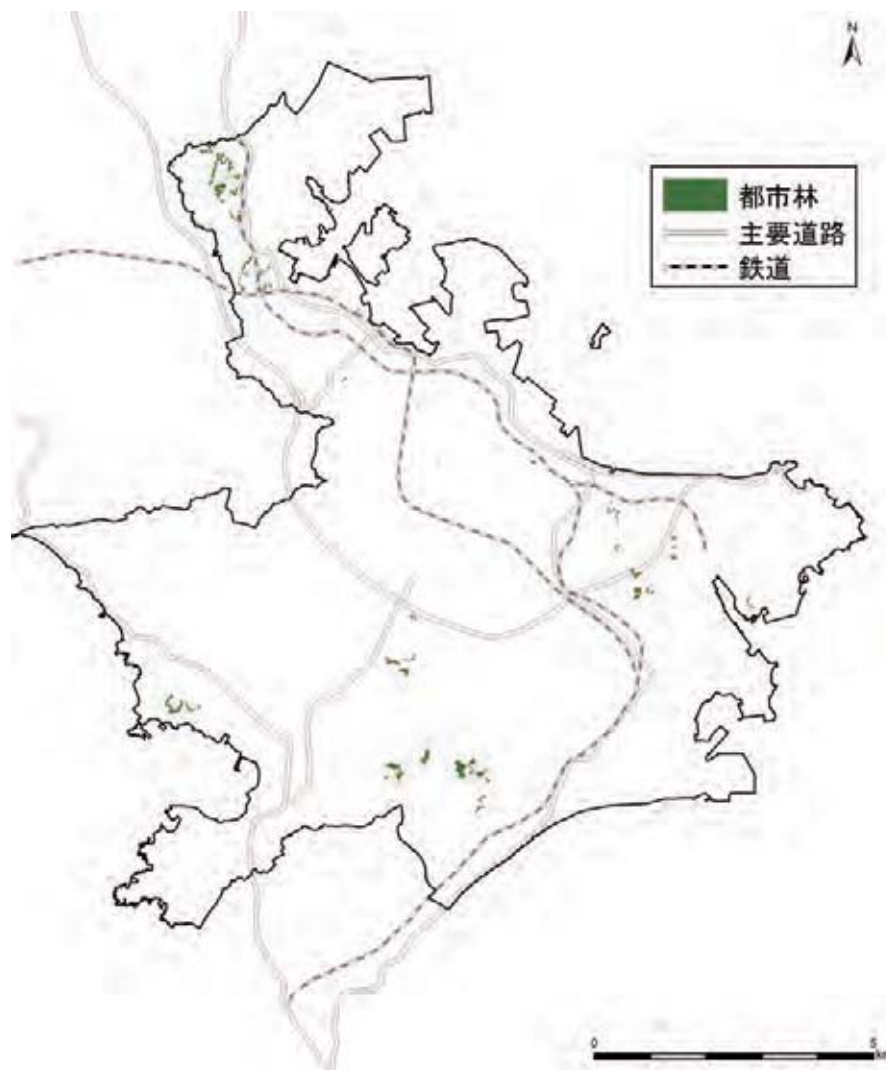
約52ha（平成20年度末）を指定し、維持・保全を支援しています。



指定緑地の現状

## ⑧ 都市林

市に寄付された民有樹林地を、都市公園（都市林）とし、約29ha（平成20年度末）の寄付樹林地を維持管理し保全しています。



都市林の現況

## ⑨ 傾斜地山林の受納

500m<sup>2</sup>以上の良好な山林について、一定の基準を満たすものの寄付を受けられています。なお、さらに積極的に受け入れを推進するため、基準を検討する必要があります。

## ⑩ 農業振興地域

現在、3箇所（565ha）が指定（平成20年度末）され、その内農業振興地域内農用地区域が（336.7ha）存在しています。※図は本編P.84に掲載

## ⑪ 生産緑地

現在、25.5ha（平成20年度末）を生産緑地地区として指定されています。※図は本編P.85に掲載

## ⑫ ビオトープの保全

本市では、市民協働のビオトープ、学校ビオトープ、河川・ため池・調整池のビオトープが存在し、それぞれの保全・再生・活用について検討する必要があります。※図は本編P.77に掲載

## (2) みどりの創出に関する主な取り組み

本市では三笠公園、くりはま花の国、長井海の手公園（ソレイユの丘）、観音崎公園など市を代表する公園や、市民生活に身近な街区公園などの都市公園等が整備されています。また、都市公園以外の公園的施設としては、うみかぜ公園、海辺つり公園などの港湾緑地が整備され、水辺とみどり为一体となったレクリエーションの場として多くの人が来園しています。そして、これらの施設を結んだネットワークとして「海と緑の10,000メートルプロムナード」の整備が進んでいます。一方、公共公益施設における緑化推進では、施設の道路に面した場所へ植栽する「グリーンアップ事業」や、幹線道路における街路樹緑化を推進してきました。

また、民有地では生垣奨励により各家庭の緑化を支援してきました。さらに「地区計画」「緑地協定」「風致地区」等の指定により、地区全体の緑化を促進し、加えて「適正な土地利用の調整に関する条例(市)」などの基準により、全市域を対象に土地利用における一定率の区域内緑化を指導することで、みどり豊かなまちづくりを推進してきました。

これまでのみどりの創出に関する主な取り組みは、以下のとおりです。

主な取り組み	実績等
都市公園等の整備	495箇所 約536ha（144箇所 約158ha増）
港湾緑地の整備	10箇所 約17ha（2箇所 約1ha増）
グリーンアップ事業による公共施設緑化	6,019m（2,873m増） 16年度から事業凍結
道路緑化（街路樹による緑化）	15,888本（6,604本増）
緑地協定締結による緑化推進	20地区 約87ha（18地区 約78ha増）
生垣奨励助成による緑化推進	14,313m（11,214m増） 20年度から廃止

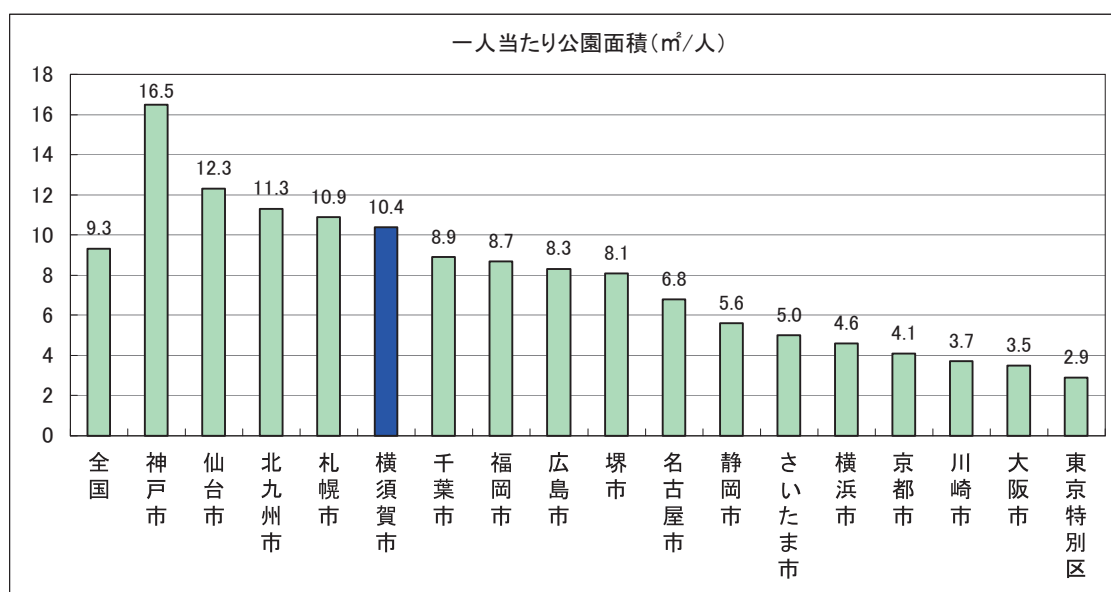
※数値は平成20年度末現在（）内は現計画策定時との増減など

※「都市公園等」は本編P.87を参照

### ① 都市公園の整備率

本市の都市公園は約445haあり、市民一人当たりの面積は10.4m<sup>2</sup>/人で全国平均の9.4m<sup>2</sup>/人や都市公園法施行令で定める整備標準10m<sup>2</sup>/人を上回り、県内の他市（町を除く）では一番多く、首都圏の中でも都市公園の整備が進んでいる自治体といえます。しかし、公園種別毎に国の整備標準と比較すると、まだ、下回っている公園種別のももあります。また、街区公園は、地域によって偏りがあります。

なお、167ページに公園種別ごとの整備方針の考え方（参考）及び168ページに都市公園の種別の表を示します。

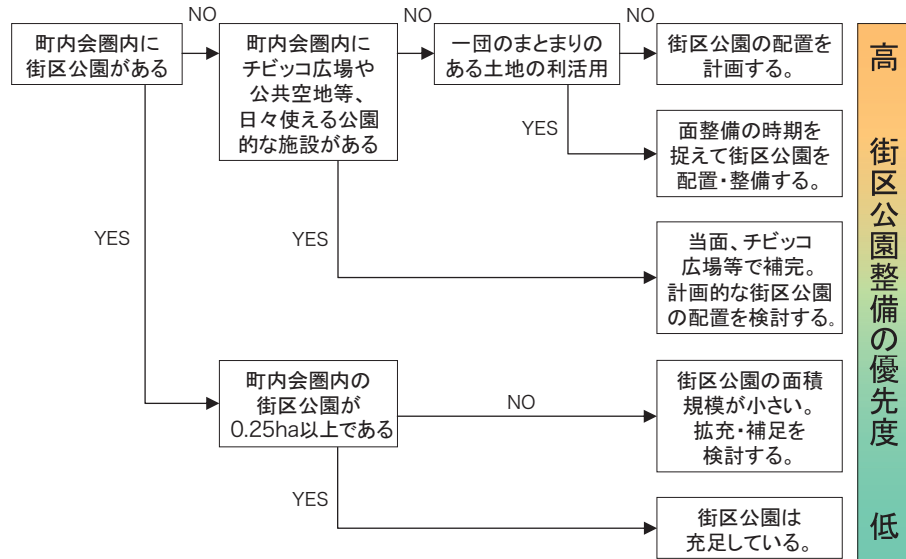


主な都市の一人当たりの都市公園面積（平成20年度末時点）

出典：国土交通省都市・地域整備局 公園緑地関係データベース

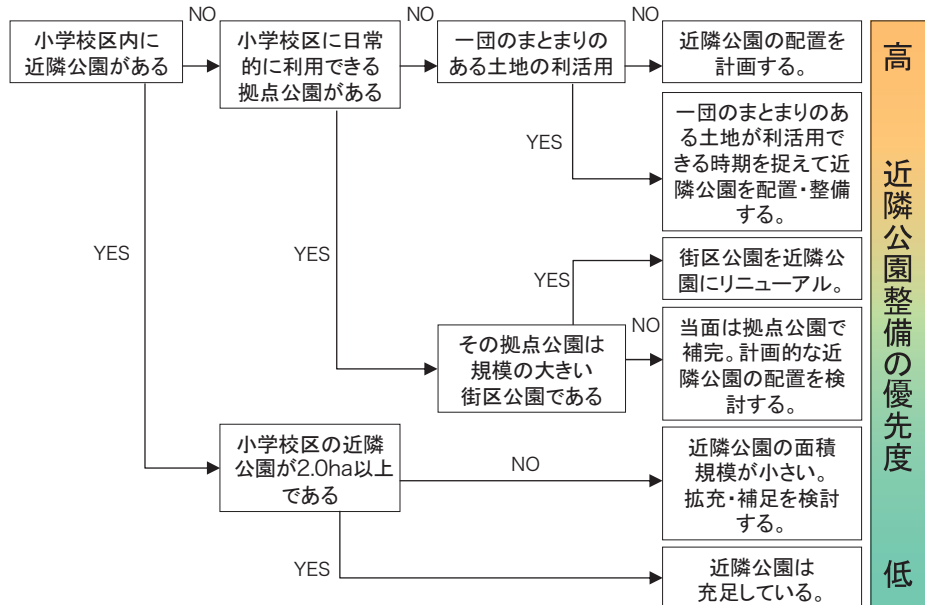


**街区公園** 標準規模0.25ha 1町内会圏内に1箇所以上（参考：誘致距離250m）



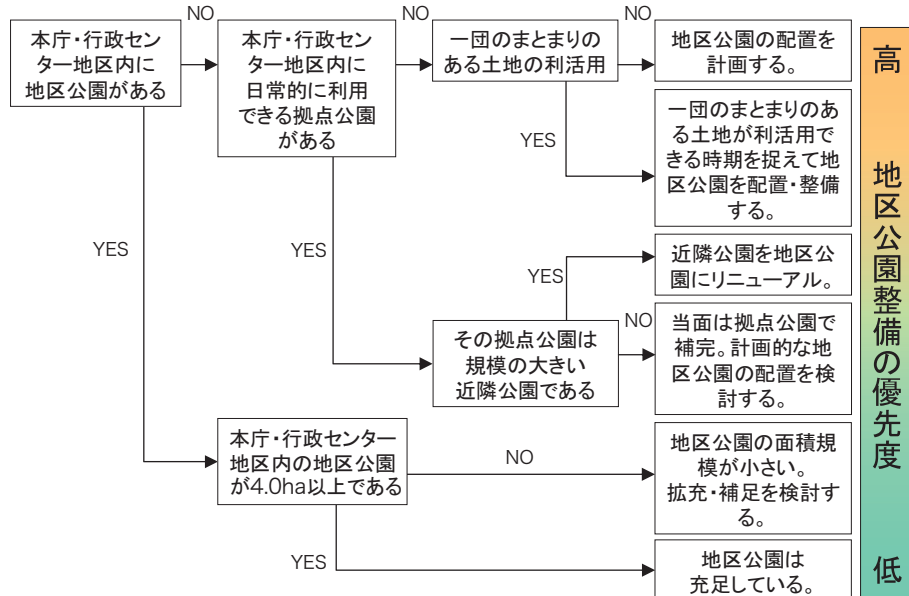
高  
街区公園整備の優先度  
低

**近隣公園** 標準規模2.0ha 1小学校区に1箇所以上（参考：誘致距離500m）



高  
近隣公園整備の優先度  
低

**地区公園** 標準規模4.0ha 本庁、行政センター地区に1箇所以上（参考：誘致距離1km）



高  
地区公園整備の優先度  
低

公園種別ごとの整備方針の考え方（参考）

## 都市公園の種別

区 分		内 容
住 区 基 幹 公 園	街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、1箇所当たり面積0.25haを標準として配置します。
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、1近隣居住区当たり1箇所を目途に、面積2haを標準として配置します。
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、1地区当たり1箇所を目途に、面積4haを標準として配置します。
都 市 基 幹 公 園	総合公園	都市住民全般の休憩、鑑賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じ1箇所当たり面積10～50haを標準として配置します。
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じ1箇所当たり面積15～75haを標準として配置します。
特 殊 公 園	風致公園	自然的条件を十分活用した修景施設を中心に、主として風致を享受することを目的とする公園で、樹林地、水辺地等の自然条件に応じ適切に配置します。
	動植物公園	動物園、植物園等特殊な利用に供される公園で都市規模に応じて配置します。
	歴史公園	史跡、名勝、天然記念物等の文化財を広く一般に供することを目的とする公園で、文化財の立地に応じ適宜配置します。
	墓園	その面積の2/3以上を園地等とし、良好な景観かつ屋外レクリエーションの場として利用に供される墓地を含んだ公園で、都市の実情に応じ配置します。
緑 地 等	緩衝緑地	大気汚染、騒音・振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害防止を図ることを目的とする緑地で公害、災害発生源地域と住居地域等を分離遮断することが必要な区域などに配置します。
	都市林	市街地及びその周辺部においてまとまった面積を有する樹林地帯において、その自然的環境の保護、保全、自然的環境の復元を図れるよう十分配慮し、必要に応じて自然観察、散策等の利用のための施設を配置します。
	広場公園	市街地の中心部の商業・業務系の土地利用がなされている地域における施設の利用者の休憩のための休養施設、都市景観の向上に資する修景施設等を主体に配置します。
	都市緑地	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市景観の向上を図るために設けられる緑地であり、0.1ha以上を標準として配置します。但し、既成市街地等において良好な樹林地帯がある場合などは0.05ha以上とします。
	緑道	災害時における避難路の確保、市街地における都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として設けられる植樹帯及び歩行者路及び自転車路を主体とする緑地で、幅員10～20mを標準として配置します。
大 規 模 公 園	広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、面積50ha以上を標準として配置します。
	国営公園	国が設置する大規模な公園で、1箇所当たり面積おおむね300ha以上を標準として配置し、国家的な記念事業等として配置するものにあつては、その設置目的にふさわしい内容を有するよう整備します。

## ② 港湾緑地

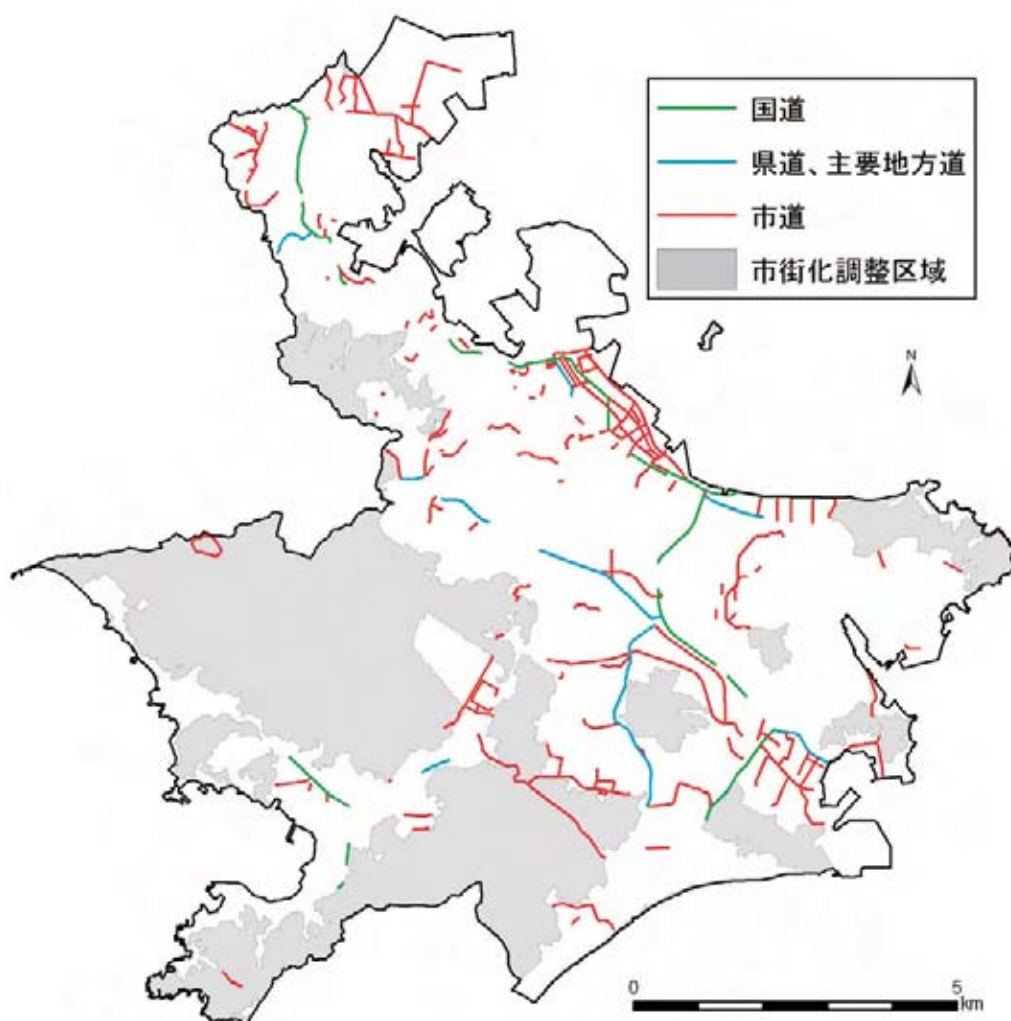
港湾区域における緑地の港湾緑地は、「うみかぜ公園」「海辺つり公園」など約17haが整備されています。港湾緑地は、平成8年度には、8箇所（約16ha）でしたが、平成20年度末では10箇所（17ha）となり、新たに2箇所（約1ha）を整備されました。

## ③ その他の公共施設緑化

施設の道路に面した場所へ植栽する「グリーンアップ事業」（実施総延長6,019m）や、幹線道路における街路樹緑化を推進してきました。海辺の公園と自然資源をネットワークする「海と緑の10,000メートルプロムナード」の整備が進んでいます。なお、河川整備においても生物空間確保及び水質浄化の河床整備等、環境に配慮した整備が行われています。なお、街路樹については、歩道の幅員確保が優先され、撤去された場所もあり、今後は目立った増加は見込めない状況にあります。また、老木や大木の樹種転換の必要性が指摘されています。



港湾緑地の現況



街路樹の現況



#### ④ 民有地の緑化

これまで、生垣奨励により各家庭の緑化を支援してきました。緑地協定や「適正な土地利用の調整に関する条例（市）」などにより土地利用における一定率の区域内緑化を指導してきました。また、市民参加による“花いっぱい”の街づくり等を積極的に展開しています。

市街地のみどりは減少しており、公共施設だけでなく民有地の緑化推進が必要です。一方で、生垣奨励が廃止され、現在、民有地緑化に対する支援制度がありません。

※緑地協定の現況図は本編P.99に掲載

### (3) みどりの活動に関する主な取組み

今後は、市民・NPO・企業・行政が一体となって、みどりに対する関心を高め、理解と意識を深めていくことに加え、みどりに対する取組みや活動を行う体制と仕組みづくりが必要です。特に、市民意識や企業意識の高まりに加え、価値観の多様化、高齢化社会に伴う社会貢献ニーズの増加により、「みどり」に関する活動の場づくりの必要性が高まっています。これまで、市では、市民参加によるみどりを育てる取組みとして、草花の育成管理や山林の管理体験等、公園や緑地などの公共施設において、市民参加イベントなどを実施してきました。

市民協働事業の取組みとしては、市民参加による花の維持管理活動、花の種、苗支給による自治会等の花壇管理や花の育成、報償金制度による自治会等の公園除草・清掃への支援、まちかど里親制度によるボランティア団体の公園・街路樹・河川等の維持管理の支援、グリーンバンク事業による家庭で不要となった樹木のリサイクルの実施などを行っています。

そして、それらの周知のために「広報よこすか」や市のHP等を通じ情報発信をおこなっています。

#### ① 里山の保全・活用

本市の里山と呼ばれる山林の多くは、昔から薪炭林として維持されてきましたが、近年荒廃が進行しています。それらの里山の保全・活用を考えるため、公有地（衣笠山公園、くりはま花の国）の2箇所、樹林地管理のモデル整備を進めてきました。

#### ② 花いっぱいの推進

公園や街なかの花壇に花を咲かせて、潤いある街づくりの推進するため、市民参加により、花のまち“よこすか”をイメージできる施策展開を継続しています。

#### ③ グリーンバンク事業の推進

家庭で不要になった樹木を受け入れ、必要とする市民に配布する事業を推進しています。

#### ④ みどりの管理に関する市民協働事業の推進

公園、街路、河川等において、市民団体や地域の自治会等の協力により、清掃や樹木の管理、自然環境保全等の作業・活動が行われています。

#### ⑤ イベントの開催

田浦梅の里（梅林まつり）、南郷公園・衣笠山公園・根岸公園（桜まつり）ヴェルニー公園（ローズフェスタ）など、それぞれの都市公園で各種イベントが開催されています。

#### ⑥ 緑地基金

緑化を推進し、みどりの保全に必要な費用に充当するために設けられたのが緑地基金です。緑地基金は、平成9年4月に11億5,871万6,581円からスタートしています。平成20年度末の基金現在高は約5億4,080万円となっており、指定緑地保全奨励金や都市緑地法の土地購入、特別緑地保全地区のパトロール、グリーンバンク事業、公園管理委託などの経費として充当しました。

また、平成14年10月に「緑のよこすかチャリティークリック」を開始し、平成17年度から自動販売機の売り上げの一部を緑地基金に当てる制度をスタートさせ、基金原資増加に努力しています。

しかし、緑地基金は目減り傾向にあるため、基金の原資を増やしていく方策を考えていく必要があります。

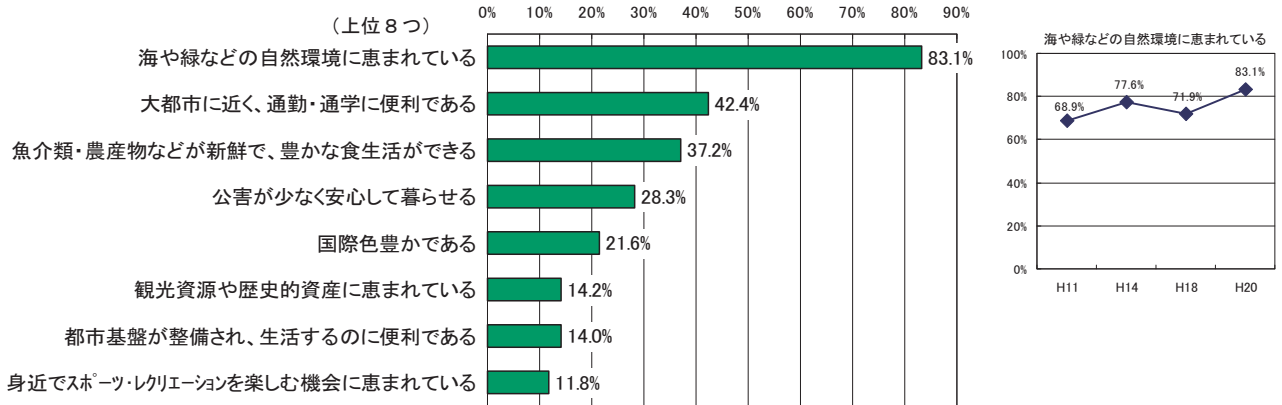
## 4 横須賀市のみどりの課題

### (1) みどりに関する市民意識

これまで実施された、「まちづくりアンケート」（平成19年6月）、「基本計画策定のための市民アンケート」「基本計画策定のための子どもアンケート」（平成20年5月）、「緑地と公園に関するアンケート」（平成20年8月）の結果から、市民がみどりを含む、自然環境や公園などについて以下のような意識を持っていることがわかります。

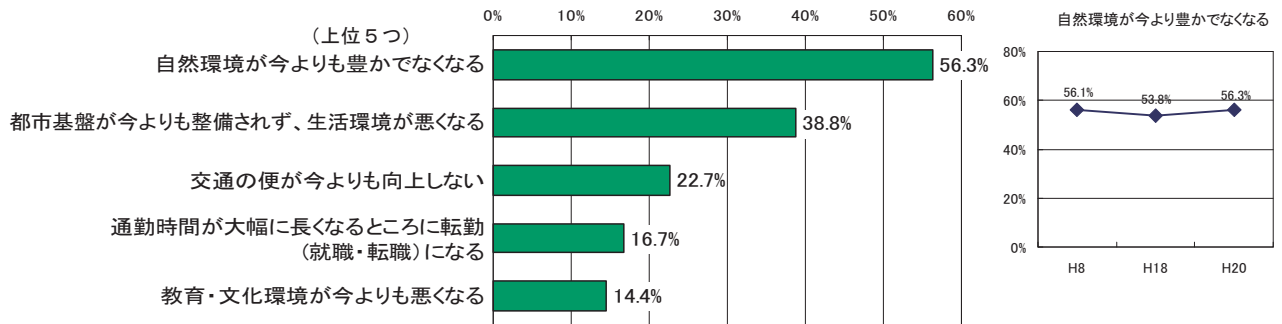
#### ① 自然やみどりの状況について

◇「横須賀の魅力的な所」として「海や緑などの自然環境に恵まれている」と感じているという回答が一番多く、この回答は増加傾向にあります。緑を含む自然環境が本市の魅力になっていることがわかります。



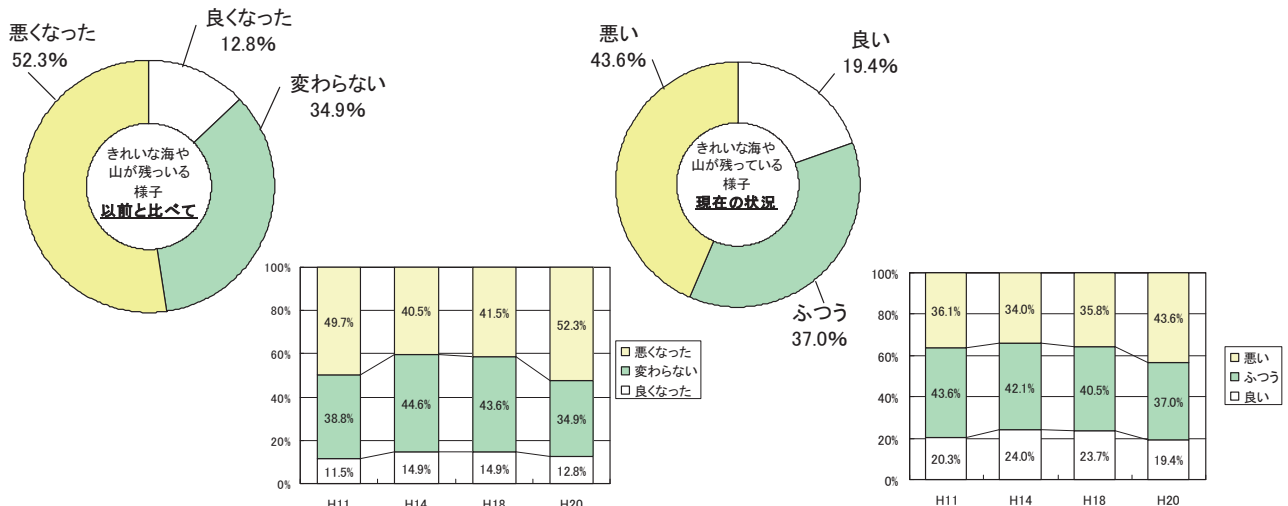
出典：基本計画策定のための市民アンケート報告書 H20年（2008年）9月

◇「本市に住み続けたいという意向を変化させる要因」としては「自然環境が今よりも豊かでなくなる」ことが最も多く、自然環境が豊かであることが、横須賀市に住み続けたいと思う大きな要因になっています。この傾向は、平成8年以降大きな変化はありません。



出典：基本計画策定のための市民アンケート報告書 H20年（2008年）9月

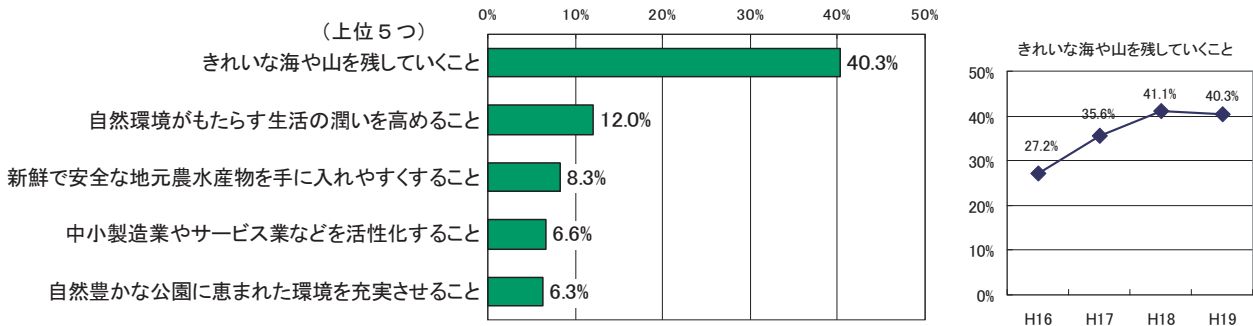
◇きれいな海や山などが残っている様子の現在の状況に、約4割の市民が満足していません。また、約半数の市民がきれいな海や山などが残っている様子が「以前と比べて悪くなった」と考えています。「以前と比べて悪くなった」、現在の状況が「悪い」という回答は、平成20年に増えています。



出典：まちづくり市民アンケート報告書 H19年（2007年）10月

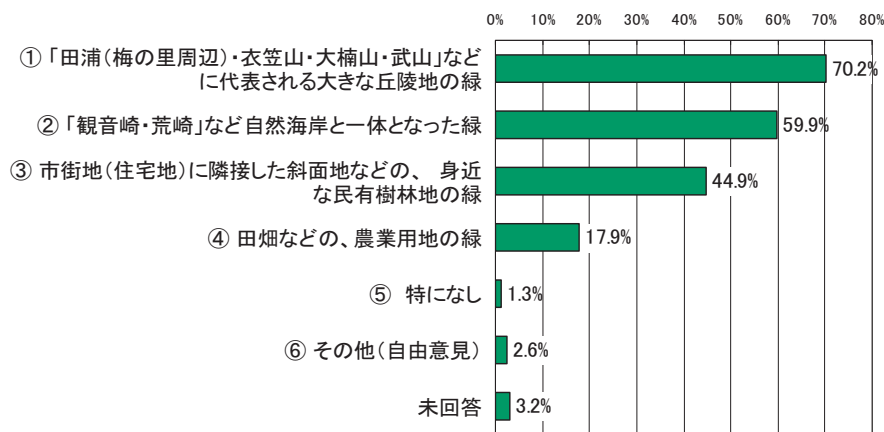
② みどりを残すことについて

◇「海と緑を生かした活気あるふれるまちのために優先すべき項目」として「きれいな海や山を残していくこと」が一番多く、山などの緑の保全に対する要望が強いことが判ります。この項目は平成16年以降増加傾向にあります。



出典：まちづくり市民アンケート報告書 H19年（2007年）10月

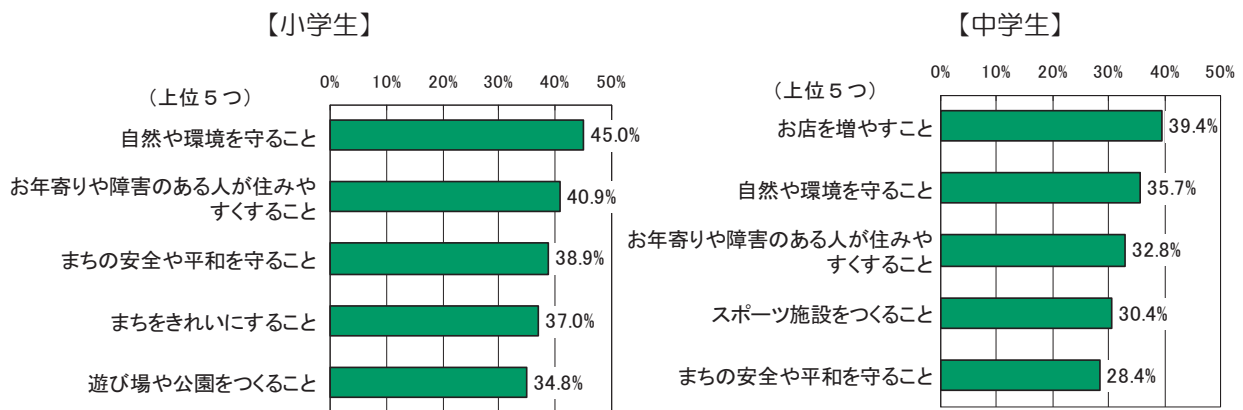
◇「優先的に守るべき緑」として、「大きな丘陵地の緑」が一番多く、次に「自然海岸と一体となった緑」「身近な民有樹林地の緑」の順となっており、市民の多くが、自然の状態で存在する、まとまりのある緑地の保全を優先すべきと考えていることがわかります。



出典：緑地と公園に関するアンケート（H20年8月実施）

③ 子ども（小中学生）の意識

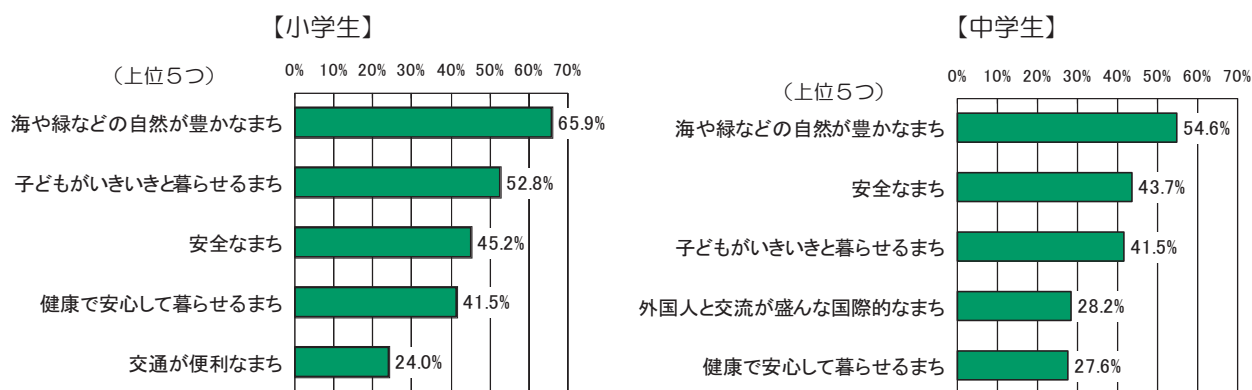
◇小中学生が「自分が市長になったら一番に取り組んでみたいこと」は「自然や環境を守ること」がそれぞれ一位、二位になっており、子ども達は自然環境を守ることが大切だと感じています。



出典：基本計画策定のための子どもアンケート報告書H20年（2008年）年9月



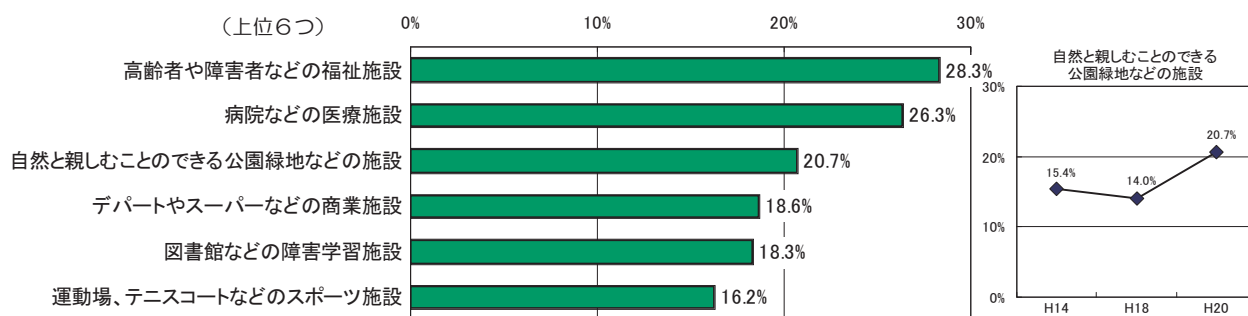
◇小中学生が考える「望ましい横須賀の将来の都市像」は「海や緑などの自然が豊かなまち」がいずれも一位となっており、子ども達も緑を含む自然豊かなまちが望ましいと感じています。



出典：基本計画策定のための子どもアンケート報告書H20年（2008年）年9月

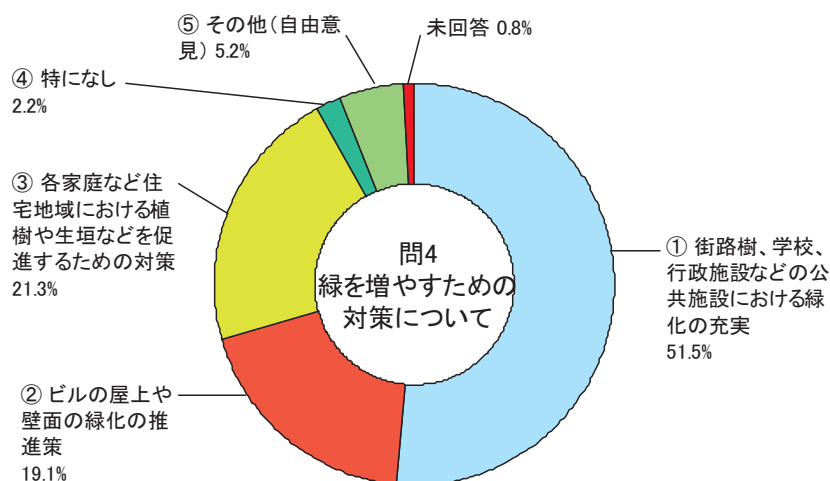
#### ④ 緑地や公園に関連する今後の施策について

◇「市内の施設に対するニーズ」として、福祉・医療施設の次に「自然と親しむことのできる公園緑地などの施設」が入っており、市民にとってニーズの高い施設となっています。このニーズは平成20年になり増加しています。



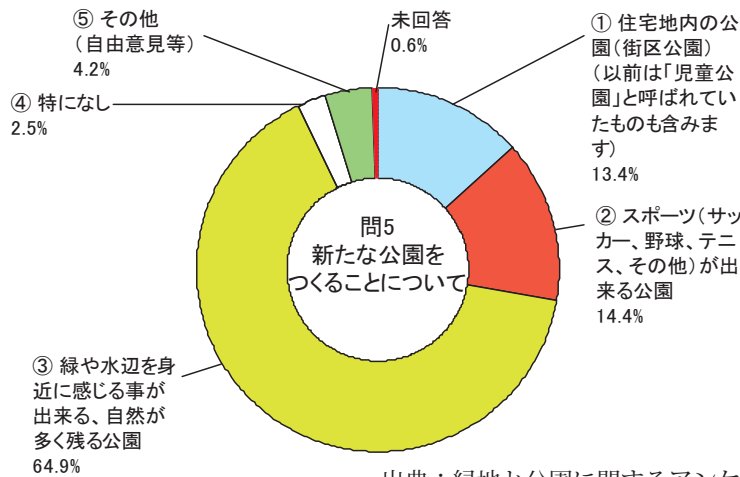
出典：基本計画策定のための子どもアンケート報告書H20年（2008年）年9月

◇「緑を増やすための施策」として、「街路樹、学校、行政施設などの公共施設における緑化の充実」が5割と最も多く、次いで「ビルの屋上や壁面の緑化の推進策」「各家庭など住宅地域における植樹や生垣などを促進するための対策」が続いており、公共施設における緑化推進を望む声が強いです。

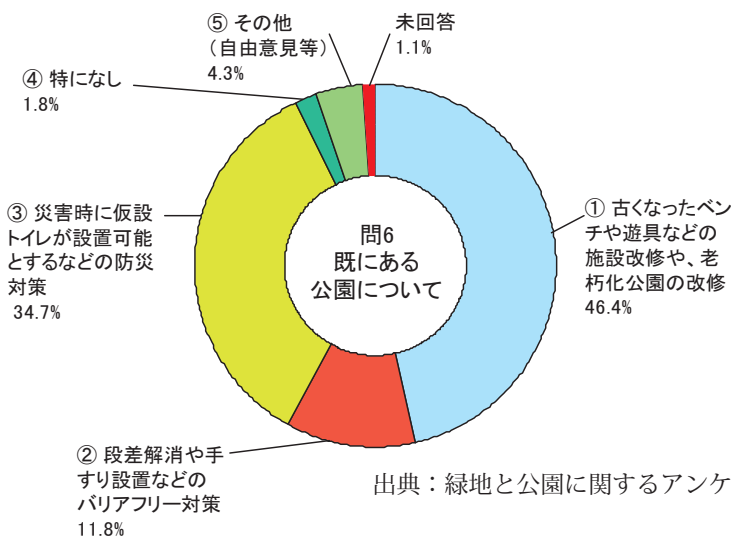


出典：緑地と公園に関するアンケート（H20年8月実施）

◇「新たな公園をつくる場合何を望むか」について「緑や水辺を身近に感じる事が出来る、自然が多く残る公園」を望む割合が6割以上あり、街区公園や運動公園などの施設系の公園より、自然を感じる事の出来る公園づくりが望まれていることが判ります。

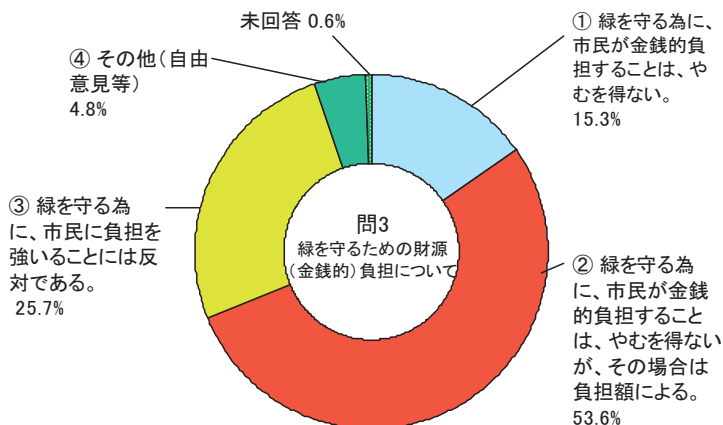


◇「既にある公園について何を望むか」について「古くなったベンチや遊具などの施設改修や、老朽化公園の改修」が5割近くあり、次いで「災害時に仮設トイレが設置可能とするなどの防災対策」となっており、既存公園の老朽化対策や防災対策が望まれていることがわかります。



### ⑤ みどりを守るための財政（金銭的）負担について

緑地の買取りなど緑を守るための財源として、市民の皆様が金銭的負担をすることについて、「金銭的負担することは、やむを得ない」と「やむを得ないが、その場合は負担額による」と回答した方を併せると約7割の回答があり、ある程度の金銭負担に対する理解の傾向が見られますが、補足意見として、「市の行財政の見直しが先」との意見もあり、慎重な検討が必要です。



## (2) みどりを「守り、つくり、育てる」の視点からみた課題

## ① みどりを守る

## ◇ 丘陵部のみどり

丘陵部のみどりの一部は首都圏近郊緑地特別保全地区に指定されていますが、未だ公有地化されていない土地が約190haあり、将来の買取りに多額の財源が必要となります。国営公園は誘致活動を継続していますが正式な計画に至っていません。また、丘陵部の樹林地の減少幅は平成に入り少なくなっていますが、現在も僅かながら減っています。

しかし、樹林地の多くは民有地であり、近郊緑地特別保全地区などのように、厳しく土地利用が制限されている区域以外は、確実に守られるという担保性はありませぬ。また、このような強い土地利用規制地区を新たに指定する場合は、土地の所有者に対する買取りも含む損失補償を行う必要があるため、それらを考慮しながら検討する必要があります。

また、民有樹林地の寄付を受け、公有地化するにあたっては、防災対策や周辺住宅への影響を考慮し、将来における永続的な公費による維持管理費の負担を念頭に置く必要があります。

## ◇ 自然環境を支えるみどり

丘陵部のみどりの消失や分断等により、そこで生息・生育・繁殖する生きものの減少が顕在化してきています。また、貴重な自然海岸においても適切な保全が望まれています。

自然環境を支えるこれらのみどりには次のような課題を抱えています。

## ア 自然環境の量の変化

- ・樹林地、草原、水田、湿地、水面の減少
- ・流域の開発や植生の変化による河川流量の減少
- ・散発的に続く斜面緑地等の小規模開発

## イ 自然環境の質の変化

- ・落葉広葉樹から常緑広葉樹への遷移と林相の単純化、林床の裸地化と拡大、生木の倒木発生
- ・湿地の乾燥化
- ・流域単位における水循環の変化や被災リスクの増加

## ウ 変化する生物相

- ・「特定外来生物による生態系に係る被害防止に関する法律」に基づき規制される特定外来生物、のうち、三浦半島における、アライグマ、タイワンリスによる農作物や樹木の食害の増大
- ・要注意外来生物のリストにあげられる植物「トキワツヨクサ」の分布拡大による在来種駆逐の心配
- ・生息環境の変化や盗掘、移入種(外来種) による生物相の変化や減少
- ・温暖化に伴う生息種の変化、移入種(外来種) の定着
- ・移入種(外来種) による在来種の食い荒らし 等

## エ 生物多様性の確保

- ・神奈川県レッドデータ生物調査報告書では、絶滅またはそのおそれのある植物は県内で約590種類、市内で約70種類程が挙げられており、多様な生物が生息・生育・繁殖できる環境を確保していく必要がある。

これらの自然環境を支える広大な樹林地や海の自然環境に対する適正な管理の推進が必要です。

## 絶滅またはそのおそれのある野生生物の種類

分類群	評価対象種数 (a)		絶滅 (b)		絶滅危惧種 (c)		割合 { (b+c) / a } %	
	全国	神奈川県	全国	神奈川県	全国	神奈川県	全国	神奈川県
維管束植物	約 7,000	2,316	33	134	1,690	456	24.6	25.5
ほ乳類	180	43	4	4	42	14	25.6	41.9
鳥類	約 700	368	13	2	92	65	15.0	18.2
は虫類	98	13	0	0	31	2	31.6	15.4
両生類	62	12	0	0	21	6	33.9	50.0
汽水・淡水魚類	約 400	121	4	2	144	16	37.0	14.9
昆虫類	約 30,000	約 10,000	3	72	239	233	0.8	3.1

出典：環境省「平成18年12月、平成19年8月レッドリストの見直しについて」報道発表資料  
神奈川県レッドデータ生物調査報告書（平成18年）



## 絶滅またはそのおそれのある横須賀の植物

区 分	種 類 名	生 育 環 境
絶 滅 種	イヌクログワイ (カヤツリグサ科)	ため池や水田等に生える多年草
	コバノトンボソウ (ラン科)	高層湿原～沖積地の日当たりの良い湿った草原に生える夏緑性の多年草
	シロネ (シソ科)	湿地に生える多年草
	ハイネズ (ヒノキ科)	海岸の砂地に生える常緑の匍匐性低木
	ハクサンハタザオ (アブラナ科)	山地に生える多年草
	ハマアカザ (アカザ科)	海岸に生える1年草
	ハマビシ (ハマビシ科)	海辺の砂地に生える1年草または越年草
	ホンゴウソウ (ホンゴウソウ科)	樹林内に生える多年生の腐生植物
	ムカゴサイシン (ラン科)	常緑広葉樹林内に生える多年草
絶滅危惧種	アイアシ (イネ科)、アマナ (ユリ科)、イヌノフグリ (ゴマノハグサ科)、イヌハギ (マメ科)、エビネ (ラン科)、オナモミ (キク科)、キンラン (ラン科)、クマガイソウ (ラン科)、シュスラン (ラン科) ナガミノオニシバ (イネ科)、ヌリトラノオ (チャセンシダ科)、ノコギリソウ (キク科)、ハマアキノキリンソウ (キク科)、ハマアザミ (キク科)、ハマオモト (ヒガンバナ科) ハマニガナ (キク科)、ハマボウ (アオイ科) ヒシ (ヒシ科) など	

出典：神奈川県レッドデータ生物調査報告書 (平成18年)

### ◇ 市街地の斜面緑地

#### ア 斜面緑地の保全のあり方

斜面緑地の保全要望は強いものの、市街化区域内にあるため土地利用行為を制限することは困難が伴います。保全には、誰が、どこを、どのように守るかも含め検討していく必要があります。

また、保全のための支援策や公有地化した斜面緑地の維持管理に必要な財源を確保していく必要となります。今後は既存の緑地保全施策 (指定緑地保全制度、緑地受納など) の有効性を検証し、施策の再検討が必要となっています。なお、民有地の土地利用制限や買取りによる公有地化を行う場合は、「損失補償」「買取費用」に多額な費用を要します。(市街化区域内民有樹林地面積約870ha：平成17年度)。

#### イ 維持管理

斜面緑地は住宅地に隣接しているため、安全に維持するには防災工事や樹木の剪定など恒久的な経費を要します。所有者はこれらの経費や、相続税の問題等により手放さざるを得ない状況になる場合があります。

#### ウ 安全性の確保

斜面緑地の保全には、安全性の確保を優先して検討する必要があります。このため、市民の安全な暮らしには防災工事が最優先となり、その結果として緑地が消失する可能性があります。一方、防災施設による景観の悪化が指摘されています。

#### エ 緑地の寄付

これまで市へ寄付された斜面緑地の一部には、土地利用が困難で公有地化せずとも消失する可能性の低い土地や、宅地盤を支える造成斜面等もあり、それらの維持管理や保全に係る市費負担が危惧されるため、今後は効率的かつ効果的な斜面緑地保全のための寄付受納が求められます。

#### オ 緑地所有者への支援と協働

斜面緑地所有者への技術的や財政的支援策を検討し、所有者が自ら所有し続けていただくための対策を講じる必要があります。また、市街地の斜面緑地を守るためには、行政だけでなく土地所有者や地域住民及び事業者などと一体となり (市民・事業者・行政が協働し)、お互いの協力の下に保全していく手法の検討が必要となります。

#### カ 失われたみどりの再生

市街地のみどりを全て保全することは困難であり、失われるみどりを補完するために、これまでの緑化施策の継続・拡充に加え、更なる緑化促進策を検討する必要があります。

市ではこれまで、樹林地の買取りや寄付による公有地化を行ってきましたが、それらの買取りや維持管理に係る経費の財源が課題となり、積極的にそうした施策を実施していくことが難しい状況にあります。

## ② みどりをつくる

### ◇ 緑化の推進

#### ア 公共施設緑化

これまで、公共施設の新設時に緑化に配慮することで、公共施設緑化率を高めてきましたが、今後は公共施設の新規整備は多くは見込めません。そこで公共施設における緑化のあり方を検討し、量と質の向上に努める必要があります。また、公共施設における緑化基準(緑化指針)が無いため、緑化基準の検討が必要です。

#### イ 街路樹

歩行者優先の道路づくりや落葉、鳥害等により街路樹の伐採や強剪定の要望が多い一方、街路樹の減少を危惧する声もあります。また、老木や大木の樹種転換の必要性も指摘されています。

#### ウ 民有地緑化

これまで実施されて来た生垣奨励制度が廃止され、民有地緑化に対する支援がないことから、今後は効率的かつ効果的な民有地緑化(中心市街地の屋上緑化、壁面緑化、工場緑化等)支援策を検討する必要があります。

また、暮らしの中に花を活かした取組みも継続し、みどりを生活の中に積極的に増やしていく必要があります。

### ◇ 都市公園

市民一人当たりの公園面積整備基準のある公園種別(基幹公園・広域公園)のうち、標準を超えているのは街区公園だけとなっていますが、街区公園は地域によって偏りがあるため適正な配置が望まれることと合わせ、充足地域における開発時の提供公園のあり方についても検討が必要です。一方、本市の公園は整備から長期間が経過し、施設の老朽化が進んでいます。こうしたことから老朽化した施設を計画的にリニューアルするための検討が必要になっています。

さらに、防災拠点や広域避難地など防災公園の整備とともに、避難地等に位置付けられている公園の機能強化を検討する必要があります。

また、用地の確保などの条件が整った場合、公園・緑地などの整備を推進していく必要がありますが、財政状況から公共施設の新たな整備は容易ではありません。今後は、大楠地域への国営公園の誘致活動や、現存施設のネットワーク化、市民協働も含む維持管理及び活用促進策などにより、みどりの既存ストックの効果的な維持・利用促進が望まれます。

## ③ みどりを育てる

市民のみどりに対するニーズに対応し、更なるみどりに関連する情報提供や市民・NPO・事業者が主体となったみどり豊かなまちづくりに関する意識の向上を図るための手法を検討する必要性が生じています。また、市民・NPO・事業者・市が協働及び連携してみどりを守り、つくり、再生し、育てながら活かすための人づくりや団体づくりが必要とされていることから、そのための普及、啓発活動の充実が必要です。

### (3) みどりの機能からみた課題

#### ① 都市環境の向上のための課題

- 海や河川等の水面は、大気を冷却する機能を有しヒートアイランド現象を緩和するために、水面の保全と冷気を市街地に取り込む「風のみち」の確保が効果的です。そのために、河川や道路のみどりを確保する必要があります。また、身近な水辺、土、みどりを残していくことが環境への負荷をやわらげ、循環型の都市づくりには大切です
- 市街地を取り囲む樹林地は、二酸化炭素を吸収して酸素を供給するとともに、大気を浄化する重要なみどりです。今後も、こうした丘陵地や斜面緑地の保全や自然の残る都市公園及びオープンスペースを確保していく必要があります。
- 幹線道路や工場の周辺では、緩衝のための緑地が有効です。更にみどりは二酸化炭素や窒素酸化物の吸収し大気の浄化効果があることから緑化を推進することが望まれます。



都市環境の向上のための課題



## ② 自然環境や生物多様性に関するみどりの保全・創出のための課題

- 生物多様性の保全には、丘陵部のみどりや農地のみどりなど豊かな自然環境を有するコアのみどりや、谷戸や斜面緑地及び河川、街路樹、各家庭のみどりなどの市街地の様々なサテライトのみどりやネットワークのみどりが大切な要素であり、これらを守り、つくる必要があります。
- 猿島、走水・観音崎周辺、金田湾及び長者ヶ崎～荒崎海岸の相模湾沿いには海辺の自然環境が維持され、その後背地のみどりは一連の生態系を育んでいます。また、市内13地区に残る自然植生は貴重なみどりで、その他、猿島のウミウや、市内各所の河川・水路に生息するホタルなど、みどりが優れた自然環境や生物多様性の保全に寄与しています。



自然環境や生物多様性に関するみどりの保全・創出のための課題

### ③ 安全・安心な都市づくりのための課題

- 災害時の広域避難地などのみどりの充実と、安全な避難路の確保が必要です。更に、地域の自主防災活動のための一次避難地となる身近な公園の整備や充実が必要となります。
- 身近な生活環境では、延焼を防ぐために民有地におけるオープンスペースの確保や緑化を推進していくことが望めます。
- 丘陵部のみどりでは、樹林地を安全に維持管理し河川流域の安全性を確保していく必要があります。更に市街地の急傾斜地崩壊危険区域に存在する斜面緑地の安全性を高め、市民の生命と財産を守る必要があります。



安全・安心な都市づくりのための課題



## ④ 美しい景観と歴史的な風土の形成のための課題

- 本市の景観の特徴は、海と丘陵や斜面緑地のみどりによるものです。これらの景観の重要な要素となるそれぞれのみどりを守っていく必要があります。
- 身近な生活空間では、学校や地域ごとの生活と一体となった地域のみどりの景観を美しく保っていく必要があります。
- 本市の特色ある景観を眺望する「眺望点」からの景観を保全するとともに、公園などから市外など遠方の景観も大切な景観要素として確保していく必要があります。
- 歴史的背景と一体となったみどりの保全とともにその活用を検討していく必要があります。



美しい景観と歴史的な風土の形成のための課題



⑤ レクリエーションの場の提供のための課題

- 身近な生活空間では、子どもから高齢者までが集える公園が求められています。
- レクリエーションや健康増進など人々の交流の拠点となるような都市公園などのみどりの保全と活用が必要です。
- 拠点のみどりを安全かつ楽しく巡り、アクセスすることができる遊歩道や散歩道の整備によって、ネットワークしていくことが必要です。



レクリエーションの場の提供のための課題

## 資料4 横須賀市のみどりの基本計画見直しの経過

### 1 横須賀市みどりの基本計画見直しまでの経緯

年 月	検討会議など
平成 19 年 (2007 年) 11 月	・横須賀市緑の基本計画見直し検討プロジェクト会議【第1回】
平成 20 年 (2008 年) 5 月	・横須賀市緑の基本計画見直し検討プロジェクト会議【第2回】
平成 20 年 (2008 年) 8 月	・横須賀市緑の基本計画見直し検討プロジェクト会議【第3回】 ・「緑地や公園に関するアンケート」の実施 (8/1～8/29) 提出件数2,271件
平成 20 年 (2008 年) 10 月	・横須賀市緑の基本計画見直し検討プロジェクト会議【第4回】
平成 21 年 (2009 年) 1 月	・横須賀市緑の基本計画見直し検討プロジェクト会議【第5回】
平成 21 年 (2009 年) 2 月	・「緑の基本計画見直しについて」の市民説明会の開催 (2/6) ・パブリック・コメント「緑の基本計画見直しについて」 14 名から 96 件 (2/16 ~ 3/9)
平成 21 年 (2009 年) 3 月	・横須賀市緑の基本計画見直し検討委員会【第1回】
平成 21 年 (2009 年) 7 月	・環境総合政策会議緑の基本計画見直し検討部会【第1回】 (横須賀市緑の基本計画見直し検討プロジェクト会議から移行) ・横須賀市緑の基本計画見直し検討委員会【第2回】
平成 21 年 (2009 年) 8 月	・環境総合政策会議緑の基本計画見直し検討部会【第2回】 ・横須賀市緑の基本計画見直し検討委員会【第3回】
平成 21 年 (2009 年) 10 月	・環境総合政策会議緑の基本計画見直し検討部会【第3回】 ・横須賀市緑の基本計画見直し検討委員会【第4回】
平成 21 年 (2009 年) 11 月	・環境総合政策会議緑の基本計画見直し検討部会【第4回】 ・環境総合政策会議【第1回】 ・横須賀市緑の基本計画見直し検討委員会【第5回】
平成 22 年 (2010 年) 1 月	・「みどりの基本計画(素案)について」市民説明会の開催 (1/8、9) ・パブリック・コメント「みどりの基本計画(素案)について」 23 名から 129 件 (1/5 ~ 1/25)
平成 22 年 (2010 年) 2 月	・環境総合政策会議緑の基本計画見直し検討部会【第5回】 ・環境総合政策会議【第3回】 ・横須賀市みどりの基本計画見直し検討委員会【第6回】

## 2 横須賀市緑の基本計画見直し検討委員会

### ■ 検討委員会名簿

区分	氏名	所属等
委員長	高梨 雅明 (タカナシ マサアキ)	(社)日本公園緑地協会研究顧問
副委員長	島田 正文 (シマダ マサフミ)	日本大学教授
委員	川名 亘子 (カワナ ノブコ)	横須賀市母親クラブ連絡会会長
	高見 聖三 (タカミ セイゾウ)	市民(公募)
	野崎 章子 (ノザキ アキコ)	市民(公募)
	岸 由二 (キシ ユウジ)	慶応大学教授
	鈴木 伸治 (スズキ ノブハル)	横浜市立大学准教授
	鈴木 正 (スズキ タダシ)	横須賀市都市部長
	田神 明 (タガミ アキラ)	横須賀市土木みどり部長
	林 公義 (ハヤシ マサヨシ)	横須賀市立自然・人文博物館長
	飯田 憲司 (イイダ ケンジ)	横須賀市環境部長
	(平成21年3月31日まで)	
森山 武 (モリヤマ タケシ)	横須賀市環境部担当部長	
(平成21年4月1日から)	(自然・環境政策担当)	

※ 検討委員会委員の任期は、平成21年3月1日～平成22年3月31日

### ■ 委員会開催経過

年度	回	年月日	議事内容
20	第1回	平成21年 3月19日	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 委員会の運営及びスケジュールについて</li> <li>● 「横須賀市緑の基本計画」の見直しの考え方</li> </ul>
21	第2回	平成21年 7月 9日	● 「横須賀市緑の基本計画」骨子(案)について
	第3回	平成21年 8月26日	● 「横須賀市みどりの基本計画」素案(推進施策体系と具体的な推進施策)について
	第4回	平成21年 10月28日	● 「横須賀市みどりの基本計画」素案について
	第5回	平成21年 11月26日	● 「横須賀市みどりの基本計画」素案について (パブリック・コメント資料取りまとめ)
	第6回	平成22年 2月18日	● 「横須賀市みどりの基本計画」 (計画最終取りまとめ) ※委員会終了後 市長報告



## ■ 横須賀市緑の基本計画見直し検討委員会報告書

平成 22 年(2010 年)2 月 18 日

横須賀市長 吉田 雄人 様

横須賀市緑の基本計画見直し検討委員会  
委員長 高梨 雅明

### 「横須賀市緑の基本計画」の見直しについて(報告)

「横須賀市緑の基本計画見直し検討委員会」では、平成 21 年 3 月に第 1 回の委員会を開催して以降、6 回にわたって現行「横須賀市緑の基本計画」の見直しについて検討してまいりました。

市民代表、専門家、行政職員からなる本検討委員会では、本市における「みどり」の意義を踏まえ、「自然環境、生物多様性、みどり豊かなまちづくり、みどりの活用、防災とみどり、都市景観とみどり、市民協働による取組み等々」様々な視点から活発な議論を重ね、本市が目指すべきみどりの将来像の実現に向けた目標、それを実現するにあたっての基本方針、施策展開の方向及び具体的な推進施策等について、「横須賀市みどりの基本計画」(別添)として取りまとめましたので、ここに報告します。

なお、本検討委員会としては、現行「横須賀市緑の基本計画」の見直しにあたり、下記の事項について十分に意を用いていただき、強い信念と実行力をもって「みどりの中の都市 横須賀」の実現に向けて積極的に取り組まれることを要望します。

### 記

- 1 現行「横須賀市緑の基本計画」を「横須賀市みどりの基本計画」(別添)に従って改定し、本計画の基本方針及び施策展開の方向に基づいた諸施策の推進に積極的に取り組むこと。
- 2 本計画に掲げた事業・制度等を確実に推進するために、「(仮称)横須賀市みどりの基本条例」を制定すること。
- 3 緑地保全・緑化推進及び都市公園の整備を積極的に推進するために、施策の推進に必要となる予算措置に努めるとともに、行政組織の強化を図ること。
- 4 本計画に掲げた諸施策の進行管理及びみどり行政の推進に係わる基本的事項の検討を推進するために、例えば横須賀市環境審議会に「みどり」分野に係る専門部会を設置するなど、みどり行政の着実かつ的確な推進体制の整備を図ること。

以上



高梨委員長から吉田市長への報告

### 3 環境総合政策会議

#### ■ 会議構成員

所 属 ・ 職 名		
市長(委員長)		副市長(副委員長)
委 員		
総務部長	企画調整部長	財政部長
市民安全部長	市民部長	健康福祉部長
こども育成部長	環境部長	環境部担当部長 (自然・環境政策担当)
経済部長	都市部長	土木みどり部長
港湾部長	病院管理部長	上下水道局長
上下水道局業務部長	上下水道局施設部長	消防局長
教育長	教育委員会事務局管理部長	教育委員会事務局生涯学習部長
選挙管理委員会事務局長	監査委員事務局長	市議会事務局長

(平成21年度)

#### ■ 会議開催経過

年度	回	年 月 日	議 事 内 容
21	第1回	平成21年 11月 24日	●「横須賀市みどりの基本計画」(素案)について
	第3回	平成22年 2月 15日	●「横須賀市みどりの基本計画」について

### 4 横須賀市緑の基本計画見直し検討プロジェクト

#### ■ プロジェクト構成員

所 属 ・ 職 名		
土木みどり部 緑地管理課長(リーダー)		土木みどり部 公園建設課長(サブリーダー)
企画調整部 政策担当課長	財政部 財政課長	環境部 環境計画課長
経済部 農林水産課長	都市部 都市総務課長	都市部 都市計画課長
都市部 景観推進課長	都市部 開発指導課長	港湾部 港湾建設課長

※ 見直し検討プロジェクトチームの任期は、平成19年11月1日～平成21年2月28日

#### ■ 会議開催経過

年度	回	年 月 日	議 事 内 容
19	第1回	平成19年 11月 22日	● 緑の基本計画の位置付け等 ● 見直しの背景と現計画の概要 ● スケジュールと見直し体制
20	第2回	平成20年 5月 27日	● 現計画検証結果について ● 緑地保全自治体アンケート結果について ● 見直し課題と今後の対応について
	第3回	平成20年 8月 21日	● 見直しスケジュール、進め方について ● 見直し計画の構成、方針について
	第4回	平成20年 10月 29日	● 「緑の将来像」と「基本方針」及び「推進施策」について ● 施策体系概要(案)について
	第5回	平成21年 1月 8日	● 見直し方針案(骨子)について

## 5 環境総合政策会議緑の基本計画見直し検討部会

(横須賀市緑の基本計画見直し検討プロジェクト会議から平成21年度に移行)

### ■ 部会構成員

所 属 ・ 職 名		
環境部 自然・環境政策課長(部会長)		土木みどり部 緑地管理課長(副部会長)
企画調整部 政策担当課長	財政部 財政課長	経済部 農林水産課長
都市部 都市総務課長	都市部 都市計画課長	都市部 景観推進課長
都市部 開発指導課長	土木みどり部 公園建設課長	港湾部 港湾建設課長

(平成21年度)

### ■ 会議開催経過

年度	回	年 月 日	議 事 内 容
21	第1回	平成21年 7月 3日	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 基本的事項の確認</li> <li>● 「横須賀市みどりの基本計画」骨子(案)について</li> </ul>
	第2回	平成21年 8月 21日	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「横須賀市みどりの基本計画」素案について</li> </ul>
	第3回	平成21年 10月 7日	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「横須賀市みどりの基本計画」素案について</li> </ul>
	第4回	平成21年 11月 12日	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「横須賀市みどりの基本計画」素案について</li> </ul>
	第5回	平成22年 2月 10日	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「横須賀市みどりの基本計画」について(取りまとめ)</li> </ul>